琉球大学学術リポジトリ

# 沖縄関係　沖縄返還協定実施準備請求権関係（現地要望等）



| メタデータ | 言語:<br>出版者:<br>公開日: 2019-02-08<br>キーワード (Ja):<br>キーワード (En):<br>作成者: -<br>メールアドレス:<br>所属: |
| --- | --- |
| URL | http://hdl.handle.net/20.500.12000/43665 |

[redacted]

1. 琉球政府の対米請求権問題

注　意（　　部の内　　号）
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写　　357

総番号（IA）32178　　主管
71年　月26日13時30分　沖縄　発
71年6月26日13時36分　本省　着　米北1

外務大臣殿　高瀬 大使　臨時代理大使　総領事　代理

行政府試算請求総額

第669号　平

1．26日付りゆう新（朝刊）は、このほどりゆう政復帰対策室で日米両政府に対する請求権に基づき復元補償、講和前人身損害補償、漁業補償等総額39，573，543ドルの試算をまとめたと報じているところ、右要旨次の通り。

（1）（イ）講和前人身補償（請求もれ分）334人、598，965ドル64セント、（ロ）復元補償7，195　000平方米9，011，537ドル、（ハ）軍用地借賃増額補償23，255，000平方米2，289，459ドル26セント、（ニ）講和後人身補償148人886　560ドル56セント（ただし62年より70年までりゆうきゆう政府を通じ米軍に請求したもののうち未解決分）、（ホ）講和後財産補償441件882，339ドル96セント（（ニ）に同じ）、（ヘ）つぶれ地補償14，486ひつ482，426件3，737，740ドル16セント、（ト）漁業補償1，840人21，666，058

外務省

注　意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

ドル90セント（52年から70年まで）、（チ）基地公害補償1，566人501，885ドル

（2）本件請求権はあくまで試算であり、またこの中には土地接収による通損補償や入会補償、めつ失地補償が含まれておらず、つぶれ地も政府道だけで市ちよう村道が含まれていない外、復元補償が更に増えることが予想されるので請求額は更に増えるものとみられる。

2．上記報道に関し、オカノがりゆう政土地業務課に照会せるところ次の通り。

（1）本件試算は作業中のものであり、未だ公表できない。作業完了まであと1カ月はかかる。

（2）上記内訳（ニ）及び（ホ）のカツコ内に62年より70年までとあるのは講和後61年までの資料がないので一応62年より起算した。

（3）本年1月1日以降返かんされる基地に関する復元補償は本件試算には含まれていない。

（了）

－2－

外務省

注意（　部の内　号）
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

227

総番号（TA）32349　　主管
71年6月28日16時08分　沖縄　発
71年6月28日16時13分　本省　着　米北1

外務大臣殿　高瀬　大使　臨時代理大使　総領事　代理

りゆうきゆう政府作成「対米請求権の内容」

第672号　略　至急

往電第669号に関し

1. 29日ムラズミがセナガ顧問代理よりりゆう政復帰対策室作成調書、5月20日現在「対米請求権の内容」を入手したので空送する。なお本件調書の内訳け及び請求金額は下記2.の点を除き、冒頭往電の新聞報道のそれと同じである。

2. 本件調書では1961年7月1日から1971年1月31日までに解放された軍用地の復元補償として5,424ひつ1,342,726.89つぼ4,331,410.59ドルとなつていて新聞報道と大はばにくい違うところ、この点に関し復帰対策室クガイ参事官はムラズミに対し、本年1月末以降復帰までに解放される軍用地約152万つぼに対する復元補償請求額は概ね468万ドルと見積られ、右を加えれば新聞報道に近い数字となると説明した。

3. なお本件調書作生の理由、動機等についてセナガ顧問

外務省

注意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

代理はムラズミに対し、従来から法務局において補償請求額のはあくに努めて来たが5月20日の主席上京の前に主席からこれをまとめるように指示があり、これに基づいて本件調書を作成したと説明した。

（了）

（ムラズミ 28/6）

－2－

外務省

(回覧番号　　)　外務省電信案　(分類　　)

電信課長

機密表示（極秘・秘の朱印）：秘 無期限

符号表示：暗　略　平

※総第 28 129 号

※第 189 号

※昭和 46.6.28 年 18 月 47 日 時 分発

YYYYY

大至急・至急・普通・LTF

※発電係

(※印欄内は電信課記入)

~~大臣~~
政務次官
事務次官
外務審議官
外務審議官
~~官房長~~

主管：アメリカ局長
参事官
北米オ一課長

主管局部課（室）名：アメリカ局北米オ一課

起案 昭和46年6月28日

起案者 [illegible]　電話番号 2466

協議先：条約課長
法規課長

在 沖縄 高瀬大使 ~~臨時代理大使~~ ~~総領事~~ ~~代理~~ あて 愛知大臣発

電報転 在　大使 総領事　臨時代理大使 代理　あて

件名：沖縄住民の対米請求

貴発オ669号（及び オ672号）に関し

沖縄住民の対米請求については従来土地連合会等種々の団体より資料乃至数字が出されているところ、今回の琉球政府[redacted]の試算との関連等につき下記情報調査の

電話にて調査方要請済。

(昭和四二・七・一 改正)

GB-1

写済

113

2

上結果該回覧ありたい。なお30日衆議院沖特委が開催される予定につき29日中に概略なりとも回覧ありたく念のため。

1. 今回の琉球政府による試算と従来の諸団体提出の資料、数字との関連

2. 琉球政府試算はいかなる結果の根拠によるものか（各種団体の調査、資料を基礎としこれを纏めたものか）

3. 琉球政府試算はいかなる目的乃至意図により作成されているものか。

GB-3　外務省

沖縄住民の対米請求

46. 6. 28
(沖縄準備委員会の連絡)

1. 講和前人身損害補償 (請求残れ)

334 件 (人)

598,965.64 ドル (597,965.64 ドル?)

注1. 講和前人身傷害未補償者連盟から政府に提出された 71年5月現在までの人身傷害分 (死亡164人、傷害170人) についての請求

注2. 財産上の損害については不明

2. 軍用地復元補償

5,424 筆

1,342,726.89 坪

4,331,410.59 ドル

注1. 61年7月1日～71年1月31日までに解放された軍用地の復元補償として請求されたもの





3. 土地接収による通損補償

調査中 (実態把握されておらず)

4. 入会補償

調査中 (実態把握されておらず)

5. 軍用地借賃増額補償

24,892 筆

7,751,827.80 坪

2,289,459.26 ドル

注1. 69年10月～71年4月までに訴願を提起したもの。

注2. 68年10月 (69年?) 以前の訴願の分について資料不備のため除いてある。

6. 滅失地補償

98 筆

10,864.72 坪

金額不明

注1. 那覇年度 他体は 現在 資料が支払われており、補償内容は 特来 提起されることとなる

注2. 上記以外に、嘉平納村、北谷村等にもあるが 実態、請求額等は把握されていない。

7. 講和後人身損害補償

148人

886,560ドル56

注1. 62年～70年迄 総数を通じて 米軍に請求した人身傷害補償で 請求総数 157人（請求額 1,102,789.92）から 完全解決 9人（2,473.74）及び一部支払済 119人（213,755.62）を除いた 未解決分の補償請求

注2. 従って未解決分として請求する内訳は、

(イ) 未決 12人（167,974.73）





(ロ) 却下 17人（38,914.02）及び

(ハ) 不足分 119人（679,671.80）

の合計となっている。

8. 講和後の財産損害補償

441件

882,339ドル96

注1. 62年～70年迄 総数を通じて米軍に請求した財産損害補償で、総数 602件（1,178,802ドル20）から 完全解決 191件（55,985.01）及び一部支払済 352件（240,477.23）を除いた未解決分の補償請求

注2. 従って未解決分の内訳は、

(イ) 未決 14件（39,815.47）

(ロ) 却下 45件（34,400.53）

(ハ) 不足分 352件（808,123.96）

↓

9. 潰れ地補償

14,486 筆

482,426 坪 (原文件?)

3,737,740 ドル16

注1. 米軍により道路として使用され、補償のない未、解放された後、政府道又は市町村道として使用され、[redacted] 若しくは事実上私道として使用されている私有地に対する補償。

注2. この補償額算定の買価は1967年同時点における政府予算単価。その後土地価格の上昇から現実の補償適正額は之を上回る。

注3. この補償額は政府道のみで市町村道、私道として使用されているものは除外されている。(米北ノ注 注1.との関係で矛盾するので この項につき沖縄に照会中)





10. 米軍演習による漁業補償

1,840人

21,666,058 ドル90

注1. 右件は52年～70年までの分で、米軍演習場設定に伴い漁業操業制限に対する補償である。

11. 基地公害補償

1566人

501,885 ドル00

注1. 右件請求は軍港入港に伴うコバルト汚染に係わる漁業収益の損失補償。

注2. 基地公害の代表的事例として航空機の騒音、排油、排液による井戸の汚染、施設管理不備による侵水被害等があり、講和後の人身及び財産損害として外国補償請求法で請求できる分については発生の都度米国に請求しているが、他は騒音の一部を除き補償なしに放置されている。

注　意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

秘

電信写

V 385

総番号(TA) うえ5445　主管
71年6月29日 18時55分　発　沖縄
71年6月29日 19時09分　本省着　米北一

外務大臣殿　高瀬大使　臨時代理大使　総領事　代理

りゆうきゆう政府作成「対米請求権の内容」

第677号　略　至急　(ゆう先処理)

貴電米北1第186号に関し

1.本件調書の概要は別電第678号の通り。

2.冒頭貴電1.については往電第672号3.の通り。

3.冒頭貴電2.及び3.に関し、別電の各項目につきりゆう政に照会したところ次の通り。

(イ) 1.の請求金額合計について以前連盟が提出した595,545.06ドルは計算の誤りで今回の597,965.39ドルが正しい。

(ロ) 2.のソースは地主連合会。

(ハ) 3.及び4.についてはりゆう政法務局と地主連合会が協力して調査中。

(ニ) 5.について70年5月当時では土地裁判所に係属中の訴願件数9616件、補償要求額2,017,049.81ドルであつたところ。この金額との差はおそらくこの時期以降本年4月までの訴願によるものと思われるが、詳細は担当官出張中のため不明。

(ホ) 6.についてつぼ数は軍用地料支払リストにより計算した。なお、地主数は担当官出張中のため不明。

(ヘ) 7.及び8.はりゆう政法務局の調査による。

(ト) 9.についてはりゆう政建設局が67年に長期予算計画を作成した際に積算したもの。ただし当時の予算単価(つぼ当り平均7.74セント)で計算しているので現在の単価では2倍位になる可能性あり。

(チ) 10.はりゆう政法務局を通じりゆうきゆう列島米国土地裁判所に提出されている訴願を乗計せるもの。人数は17組合の各請求人数を合計せるもの。

(リ) 11.は68年11月に428人161,044ドル、69年4月に追加として1138人728.267ドルの補償請求が米側に提出され、69年5月民政官から却下。69年7月に1566人501,885ドルとして再請求。70年3月再却下。70年6月行政主席から補償請求にかえて見まい金交付要請書を米側に提出。これに対しては未回答。

(ヌ) 上記(チ)及び(リ)についてはりゆう政内部資料を入手したので空送する。

(了)

(写手交済 6/29)

-2-

外務省

大臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 外務審議官 長官 総人 電厚計 書文会営給

調査長 参企析調
領移長 参領旅移
ア長 参地中東二 北東西
米長 参北北保
中南欧長 参一二
参西東洋 西東
近ア長 参書近ア
経長 次総経国資源
経協長 参賀統国二方
参政技二
国一理
条長 参条協規
国長 参政経科
軍社専
情長 参道内外
文長 一二

(ソカヒ)
大臣 / 政務次官 / 事務次官 / 外務審議官 / 外務審議官 / 長官 / 総務長 / 人事課長 / 電信課長 / 厚生課長 / 計理課長 / 会計課長 / 営繕課長 / 給与課長 / 文書課長
調査官 / 企画調整官
領事移住官 / 旅券課長
アジア局長 / 参事官 / 地域政策課長 / 中近東課長 / 東北アジア課長 / 東南アジア課長 / 西欧課長 / 参事官 / 北米局長 / 参事官 / 北米第一課長 / 北米第二課長 / 中南米局長 / 参事官 / 中南米第一課長 / 中南米第二課長 / 欧亜局長 / 参事官 / 欧亜第一課長 / 欧亜第二課長 / 参事官 / 西欧課長 / 東欧課長
近東アフリカ局長 / 参事官 / 近東アフリカ課長
経済局長 / 次長 / 経済協力部長 / 国際経済部長 / 資源エネルギー課長 / 参事官 / 国際経済第一課長 / 国際経済第二課長 / 参事官 / 経済協力課長 / 技術協力課長 / 参事官 / 海外経済協力室長
条約局長 / 参事官 / 条約課長 / 法規課長
国際連合局長 / 参事官 / 国連政治課長 / 国連経済社会課長 / 国連専門機関課長
情報文化局長 / 参事官 / 報道課長 / 対外文化事業課長

秘

注 意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

総番号(TA)02557　主管
71年6月29日 15時44分　沖縄　発
71年6月29日 20時01分　本省　着　米北

外務大臣殿　高瀬臨時代理大使　臨時代理大使　総領事　代理

りゆうきゆう政府作成「対米請求権の内容」

第678号　略　至急　（ゆう先処理）
往電第677号別電

1．講和前人身損害補償（請求もれ）597，965．39ドル
（イ）講和前人身損害未補償者連盟からりゆう政に提出された人身しよう害334人（死亡164人。しよう害170人）についての請求。
（ロ）財産については具体的に請求が出ていないので実数は未はあく。
2．軍用地復元補償5，424ひつ1，342，726．89つぼ4　331，410．59ドル
（イ）61年7月1日から71年1月31日までに解放された軍用地の復元補償
3．土地接収による通損補償
（イ）現在調査準備中。実数。請求額未はあく
4．入会補償
（イ）同上
5．軍用地使用権額補償24，882ひつ　7，751

外務省

秘

注 意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

827．80つぼ2，289，459．26ドル
（イ）68年10月（これ以前の訴願については資料不備のため除いてある）から71年4月までに訴願を提起したもの。
6．めつ失地補償98ひつ10，864．72つぼ
（イ）ナハ港湾地域のめつ失した部分で現在は他の軍用地同様借賃が支払われており。従つて現時点で補償請求はないが将来解放の時に補償が問題となる。
（ロ）めつ失地は上記の他にカデナ村。チヤタン村などにもあるが実数請求額未はあく
7．講和後の人身損害補償148人886，560．56ドル
（イ）62年から70年までりゆう政を通じて米軍に請求した人身しよう害補償157人（1，102，789．92ドル）から完全解決9人（2，473．74ドル）及び一部支払済119人（213，755．62ドル）を除いたもの。
（ロ）従つて上記の内訳は。（A）未決12人（167，974．73ドル）。（B）却下17人（38，914．03ドル）及び（C）不足分119人（679，671．80ドル）である。
8．講和後の財産損害補償411件882，339．96ドル

外務省

注　意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

（イ）62年から70年までりゆう政を通じて米軍に請求した財産補償602件（1，178，802．20ドル）から完全解決191件（55，985．01ドル）及び一部支払済352件（240，477．23ドル）を除いたもの。

（ロ）従つて上記の内訳は、（A）未決14件（39　815．47ドル）、（B）却下45件（34，400．53ドル）及び（C）不足分352件（808，123．96ドル）である。

9．つぶれ地補償14，486ひつ482，426つぼ3，737，740．16ドル

（イ）米軍により道路として使用され補償のないまま解放された後、政府道または市ちよう村道と指定され、若しくは事実上私道として使用されている私有地に対する補償。

（ロ）ただし上記金額は政府道となつている部分だけで、それ以外は実態調査中

（ハ）この算定の単価は1967年の政府予算単価であり、その後の土地価格の上しよう等により現実の補償適正額はこれより多額になる。

10．演習による漁業補償1840人21，666，058．90ドル

（イ）この補償請求は52年から70年までの分



外務省

注　意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

（ロ）米軍演習地設定に伴なう漁業そう業制限に対する補償

11．基地公害補償1566人501，855．00ドル

（イ）この請求は原潜入港に伴なうコバルトおせんに係る漁業収益の損失補償である。

（ロ）この他基地公害として航空機のそう音、廃油（えき）によるいどおせん、施設管理不備によるしん水ひ害等があり、講和後の人身及び財産補償として「外国補償請求法」で請求できる分については発生の都度米国に請求している。

（了）

（原子炎増 6/29）



外務省

7/5 コッピースミ

アメリカ局長
参事官
北米オ一課長

秘密標記（赤色）
秘

第 370 号
昭和 46 年 6 月 30 日

外務大臣 殿

在準備委代表事務所
高瀬代表

（件名）
琉球政府作成「対米請求权の内容」等送付

引用公・電信日付・番号 往電オ677号および往電オ678号

冒頭往電をもって概要を報告申し上げた本件調書ならびに往電オ677号 3.（チ）および（リ）に関する琉政内部資料各2部別添送付する。

付属添付 ☑ 付属空便（行）☐ 付属空便（DP）☐ 付属船便（貨）☐ 付属船便（郵）☐

本信送付先：
本信写送付先：
省内写配布希望先：

GA-3-1 在外公館

秘密表示（朱印）
秘

| 部数指示 | 発信用 | 執務用 | 備考 |
|---|---|---|---|
| 主信 | 1 | 1 | 2 |
| 付属 | その主本 | | |

発送日 処理日 昭和46年7月 1日
発信 タイプ 校査

文書課長

公信案（分類）

公信番号 米北 1 第 1121 号 公信日付 昭和46年6月30日

大臣
政務次官
事務次官
外務審議官
外務審議官
官房長

主管
アメリカ局長
参事官
北米オ一課長

起案 昭和46年6月29日
起案者 電話番号 古田 2498

協議先

受信者 在米牛場大使

発信者 愛知 大臣

写送付先

（希望発送日） 月 日

件名 電信転報（琉球政府作成「対米請求权の内容」）

GA-2 外務省 30 147 回覧番号

米北1第1121号
昭和46年6月30日

在米大使殿

外務大臣

電信転報（琉球政府作成「対米請求权の内容」）

本件に関する下記電信（1）通を転報する。

記

71年6月28日在沖縄発本大臣あて　第672号

付属添付

GA-4　外務省

---

秘密表示（朱印）
秘
無期限

| 部数指示 | 発信用 | 執務用 | 備考 |
|---|---|---|---|
| 主信 | 1 | 1 | 2 |
| 付属 | | | |

発送日
処理日　昭和46年7月3日
発信　タイプ　校査

文書課長　公信案（分類　）

公信番号　米北1　第1131号　公信日付　昭和46年7月2日

| | | |
|---|---|---|
| 大臣<br>政務次官<br>事務次官<br>外務審議官<br>外務審議官<br>官房長 | 主管<br>アメリカ局長<br>参事官<br>北米オー課長 | 起案　昭和46年7月1日<br>起案者　5日　電話番号　2498 |

協議先

受信者　在米牛場大使

発信者　愛知　大臣

写送付先

（希望発送日）　月　日

件名　電信転報（琉球政府作成「対米請求权の内容」）

GA-2　外務省　2　95　回覧番号

米北1 第 1131 号
昭和46年 7月2 日

在 米 大 使 殿

外 務 大 臣

電信転報（琉球政府作成「対米請求权の内容」）

本件に関する下記電信（各1）通を転報する。

記

71年6月29日在沖縄 発本大臣 あて 第 677 号
〃 6月29日 〃 〃 第 678 号

付属添付

GA-4 外務省

---

秘密表示（朱印）

秘 無期限

| 部数指示 | 発信用 | 執務用 | 備考 |
|---|---|---|---|
| 主信 | 1 | 1 | 2 |
| 付属 | その本書 | | |

発送日 処理日 昭和46年7月7日
発信 タイプ 校査

文書課長 福

公信案（分類 ）

公信番号 米北1 第 1143 号 公信日付 昭和46年7月6日

| | | |
|---|---|---|
| 大臣<br>政務次官<br>事務次官<br>外務審議官<br>外務審議官<br>官房長 | 主管<br>アメリカ局長<br>参事官<br>北米オー課長 | 起案 昭和46年7月5日<br>起案者 吉田 電話番号 2498 |

協議先

受信者 在米牛場大使

発信者 福田 ~~受知~~ 大臣

写送付先

（希望発送日） 月 日

件名 公信転報（琉球政府作成「対米請求权の内容」等送付）

GA-2 外務省 6 75 回覧番号

米北1第1143号
昭和46年7月6日

在米大使殿

外務大臣

公信転報（琉球政府作成「対米請求権の内容」等送付

本件に関する下記公信（1）通を転報する。

記

46年6月30日在沖縄発本大臣あて　第370号

付属添付

GA-4　　外務省

注意（　部の内　号）
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写　127

総番号（TA）34556　主管
71年7月10日12時16分　沖縄　発
71年7月10日15時51分　本省　着　米北1

外務大臣殿　高瀬　大使　臨時代理大使　総領事　代理

りゆうきゆう政府作成「対米請求権の内容」

第729号　略

往電第678号に関し

冒頭往電7.及び8.の一部支払済について準備委ザキミ補さ官を通じて照会せるところ次の通り。

1.これらの一部支払はすべて外国補償請求法第2734条（E）の規定に基づき完全な債務のり行として補償金の支払が行なわれているものである。

2.従つて米側としてはこれらについて完全解決と主張するであろうが、同法に基づく補償査定額に不服があつてもこれを申立てる手段なきため、止むを得ず補償金を受領したものであり、この点りゆう政当局としても不満をいだいている。

（了）

ソ カ ヒ
大政事外外儀官
務務　典房
次次
臣官官審審長長
儀総人電厚計
書文会営給
調査長　参企析調
領移長　参領旅移
ア長　参地中東二　北東一西
米長　参北北保
中南審　一二
欧長　参西東洋一西東二
近ア長　参書近ア
経長　次総経国資一源　参賀統国三万
経協長　参政技二　国一理
条長　参条協規
国長　参政経科　軍社専
情長　参道内外
文長　一二

外務省

注意（　部の内　号）
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写　151

総番号（TA）34688　主管
71年7月12日17時30分　沖縄　発
71年7月12日17時40分　本省　着　米北1

外務大臣殿　高瀬　大使　臨時代理大使　総領事　代理

りゆうきゆう政府作成「対米請求権の内容」

第736号　略

往電第677号に関し

冒頭往電3.（ニ）及び（ホ）についてその後りゆう政担当官が帰任したので照会したところ次の通り。

（1）軍用地借賃増額補償について70年5月の調査は、土地裁判所に係属中の訴願のみをまとめたものであるが、今回の調書にはこれに既に却下された訴願2354件補償要求額272,409.45ドルを加えた。

（2）ナハ港湾地域のめつ失地の地主数は148人である。なお、本調書記載のめつ失地面積は軍用地料支払リストによるもので、現実にめつ失した土地の面積とは異る。（上記リストでは一ひつの内の一部でもめつ失していればその全体に対して地料が支払われている。）

（了）

ソ カ ヒ
大政事外外儀官
務務　典房
次次
臣官官審審長長
儀総人電厚計
書文会営給
調査長　参企析調
領移長　参領旅移
ア長　参地中東二　北東一西
米長　参北北保
中南審　参一二
欧長　西東洋一西東二
近ア長　参書近ア
経長　次総経国資一源　参賀統国三万
経協長　参政技二　国一理
条長　参条協規
国長　参政経科　軍社専
情長　参道内外
文長　一二

外務省

46. 8/20 副主席持参

# 請求権等の措置に関する要請書

（沖縄復帰対策要綱第３次分）

昭和４６年８月

琉　球　政　府

# 請求権等の措置に関する要請書

（沖縄復帰対策要綱第３次分）

別記の補償要求項目については、返還協定第４条及びその他の取極めに基づく、アメリカ合衆国の支払及び解決が予定されていないので、土政府において、復帰後法的救済措置を講ずる旨、復帰対策要綱第３分の中で、明確にしていただくよう要請いたします。

なお、補償要求項目ごとの補償総額については、各請求者の請求をたなければ確定できないので、当該補償要求項目について、復帰後法的救済措置を講ずるか否かを復帰対策要綱の中で明確にするのが先決であると考えます。

したがつて、実体未調査の補償要求項目については、ご裁可次第、ただちに全項目にわたつて実態調査を実施したいと考えておりますが、りあえず、全項目ごとのサンプル調査の結果については、近く提出いたします。

記

1　復元補償

(1)　布令第６０号の補償もれ

(2)　復帰の際施設及び区域として提供され、復帰後に解放されるもの

2　海　没　地

那覇軍港内の海没地以外のもの（北谷村、嘉手納村、美里村、浦添市）

3.　軍用地の取得に伴う通損補償

(1)　残地補償

(2)　隣接財産の補償

(3)　離作補償

(4)　水利権補償

4　財産及び人身損害の賠償

人身損害補償（布令第６０号の補償もれ）

３４２件　610,249.64ドル（若干件追加の予定）

5　入会制限に伴う損失補償

6　土地裁判所訴願事案で棄却されたもの

土地の増額請求　7,014筆　272,409.45ドル

7　財産及び人身損害の賠償請求で外国補償請求法による賠償額に不服のあるもの及び同法で棄却されたもの（個人による直接請求を除き、琉球政府扱い分のみ）

(1)　人身損害　１３６件　718,585.83ドル

(2)　財産損害　３９７件　842,524.49ドル

8　復帰前に軍用地から解放された土地の復元補償がなされるまでの間、その使用不能による損失

9　返還協定に基づく米合衆国の処理に不服のもの

(1)　協定第４条第２項関係

(2)　協定第４条第３項関係

# 軍用地復元など15項目

## 請求権の要請事項成る

### 行政府 "補償は立法化を" 沖縄国会メドに折衝へ

行政府は十六日、返還協定に伴って生ずる「沖縄県民の請求権の法的救済に関する要請書」をまとめた。これは「戦後二十六年間、県民が米軍などから受けた損失や損害等に対し、本土国民と同様な法的救済措置で県民の基本的人権や財産権を補償してもらいたい」と要請していたもので、返還協定調印後、行政府が県民の請求権について具体的に文書でまとめたのはこれが初めて。同要請書は返還協定で日本政府が放棄した請求権の具体的な内容を明示、これらの請求権について「本土政府に対し行政措置でなく十月末の沖縄国会で立法化するよう訴えている。なお、行政府は沖縄国会に備えて「請求権のサンプル調査」」など三つの資料を添え近くこの要請書を佐藤首相をはじめ本土政府首脳、国会、各政党、関係各団体に送付、行政面だけでなく政治面からも本土政府に訴えていく方針。

戦後、沖縄県民が米軍統治によって受けてきた損失や損害に対し、さる六月十七日調印された返還協定では「第四条二項、同三項（一部）によって米国の法令や現地（沖縄）法令によって承認された請求権は認めるとともに一九五〇年七月一日以前に損害を受け六一年六月三十日から復帰時点までに開放された軍用地の地主に対しては米国は復元補償として自発的支払いをする」とあるが、それ以外のものについては「日本国およびその国民のすべての請求権を放棄する」（第四条一項）と明記されている。

だが日本が放棄した請求権の問題に対して本土政府は、さる三日の閣議で決定された復帰対策要綱第三次分のなかで「政府が調査のうえ、国において適切な措置を講ずるものとする」とあるだけで、県民の請求権がどのように措置されるか明確にされていない。また、請求権の内容についても必ずしも明確に示されていない。

こうしたことから法務局土地課が返還協定によって米国が責任を持つことになったものと、それ以外の請求権について具体的に分類し「米国施政下における沖縄県民のいわゆる請求権等の法的救済に関する要請」としてまとめたもので、本土政府にこれらの請求権を救済するための立法措置を講ずるよう要請することになった。

とくに要請書では行政措置による請求権の救済にあくまで反対し、沖縄開発庁設置法案など開発三法などとともに十月末沖縄国会で立法措置によって県民の権利救済、権利補償を行なうよう強く要請している。

また、要請書によると行政府が請求権を要請するのは「権利」に基づくもので行政的措置を要求するものではないことを基本的考え方とし、本土国民同様に損害や損失に対する補償を行なうべきだとしている。同要請書によると請求権のうち米国政府が措置するものとしての①軍用地の復元補償（イ）一九五〇年七月一日以前に形質変更され六一年七月一日以後、復帰前に開放されたもの（ロ）五〇年七月一日以後形質変更され復帰前に開放された土地の復元補償で未解決のもの②那覇軍港内の海没地補償③未払い軍用地料など六項目。日本政府に補償措置を要請するものとして①軍用地の復元補償（イ）布令六〇号による補償もれ（ロ）復帰後開放される土地の復元補償②漁業補償③財産と人身損害の賠償等―など九項目をあげている。

なお、同要請書は補償要求に伴う具体的補償金額を出していないが、法務局は補償金額は要請書に盛り込んだ各事項を本土政府に要請していくなかで関係者に補償金額を提出させることとしている。

返還協定に関連する請求権等一覧表

（カッコ内は日米いずれかの政府が補償措置すべきもの）

| | | |
|---|---|---|
| 土地の復元補償 | 1950年7月1日前に形質変更され1961年6月30日までに解放された土地で布令第60号による復元補償もれ | （日本政府） |
| | 1950年7月1日前に形質変更された土地で1961年7月1日以後復帰前に解放されるものの復元補償 | （米国政府） |
| | 1950年7月1日以後形質変更され復帰前に解放された土地で布令第20号による復元補償未解決のもの | （米国政府） |
| | 復帰前に形質変更された土地で施設区域として復帰後に引きつがれて解放されるものの復元補償 | （日本政府） |
| 財産及び人身損害の賠償等 | 外国補償請求法に基づく賠償請求で復帰までに未解決のもの | （米国政府） |
| | 外国補償請求法に基づく賠償額に不服のもの及び同法で却下されたもの | （日本政府） |
| | 布令第60号による補償もれ | （日本政府） |
| 軍用地の接収に伴う通損補償 | 残地補償<br>隣接財産の補償<br>離作補償<br>水利権補償 | （日本政府） |
| 土地裁判所訴願事案 | 布令第20号の収用に係る地料増額請求事案 | （米国政府） |
| | 布令第20号の契約に係る地料増額請求事案 | （日本政府） |
| | 漁業補償請求事案 | （日本政府） |
| | 却下されたもの | （日本政府） |
| 海没地の補償 | 那覇軍港内の海没地 | （米国政府） |
| | その他の海没地 | （日本政府） |
| 未払い軍用地料等 | | （米国政府） |
| 軍用地業務に関する手数料 | | （米国政府） |
| 入会制限に伴う損失補償 | | （日本政府） |
| 復帰前に解放された土地の復元補償がなされるまでの間その使用不能による損失補償 | | （日本政府） |
| 解放地の境界設定費 | | （日本政府） |
| 返還協定第4条第2項及び第3項によるアメリカ合衆国の措置に不服のもの | | （日本政府） |

9/17 琉新 1

46年8月22日 沖縄タイムス 朝刊(1面)

# 政府 基地分析し返還計画を検討

# 「安保」下、免れぬ基地提供

## ほど遠い核抜き

### 軍用地開放 「復元」求め利用

アメリカ局長
参事官
北米才一課長

秘密標記（赤色）

（　　）第 566 号

昭和 46 年 9 月 23 日

外務大臣　殿

在 準備委代表事務所
高瀬代表

（件名）
琉球補償関係資料の送付

引用公・電信
日付・番号

琉球政府法務局より補償関係資料を
入手したので送付する。

資料1. 講和発効前補償金支払状況

付属添付□　付属空便（行）☑　付属空便（DP）□　付属船便（貨）□　付属船便（郵）□

本信送付先：
本信写送付先：
配付送：

要処理
首席　務官
総務
沖縄
渉外調査
漁業
航空
科学協力
連絡調整
調査
内ナダ
局庶務

GA-3-1　2565　在外公館

資料2. 講和前人身損害補償調
資料3. 1962年～1970年間の人身損害調
資料4. 1962年～1970年間の財産損害調

（注）講和発効后から1961年までの分については琉球法務局で紛失ないし廃棄した趣で現存せず。

GA-4　外務省

秘密標記（赤色）

アメリカ局長
参事官
北米才一課長

第 567 号

昭和 46 年 9 月 23 日

外務大臣 殿

在 準備委代表事務所
高瀬代表

（件名）
アメリカ合衆国施政下における沖縄県民のいわゆる請求権等の法的救済に関する要請書の送付

引用公・電信
日付・番号

琉球政府より、アメリカ合衆国施政下における沖縄県民のいわゆる請求権等の法的救済に関する要請に関する資料を入手したので送付する。

付属添付☐ 付属空便（行）☑ 付属空便（DP）☐ 付属船便（貨）☐ 付属船便（郵）☐

本信送付先：
本信写送付先：
配付送：

要処理
首席 務官
総務
沖縄
渉 調査
漁業
航空
科学協力
連絡調整
調査
カナダ
局務

文書課受信班 46.9.25 受付

GA-3-1 在外公館

○生物総数な事務所より入手したものと同じ。

# アメリカ合衆国施政下における沖縄県民のいわゆる請求権等の法的救済に関する要請

琉球政府

# アメリカ合衆国施政下における沖縄県民のいわゆる請求権等の法的救済に関する要請

昭和二十七年四月二十八日、日本国との平和条約の発効に伴つて、沖縄県の領域及び住民はアメリカ合衆国の施政下に置かれることを余儀なくされ、爾来今日に至るまで二十六年間、沖縄県民の人権はもとより、財産権等の諸権利は、本土では到底想像も出来ないほど軽視され、無視されてきました。

いま、ようやく本土復帰を目前に控え、県民は、その軽視され、無視されてきた人権及び財産権等の諸権利が、本土政府の国政によつて回復されることを心から願望し、且つ期待しております。

ここに、琉球政府は、次のような考え方に立つて、沖縄県民が合衆国軍隊等の行為等によつて蒙つた損失、損害等につき、本土における地位協定及びその実施に伴う関係諸法令等に基づき本土国民が享受している諸権利及び諸補償等と同様の法的救済措置を講ぜられるよう要請いたします。



一　千九百六十九年十一月の日本国総理大臣と合衆国大統領との間の共同声明（いわゆる日米共同声明）によつて、沖縄の復帰が千九百七十二年中に実現することが予定されておりますが、前記共同声明は、沖縄の復帰にあたつて、日米安全保障条約及びこれに関連する諸取決めを変更なしに適用し、必要な米軍事基地の保持を図ることを合意していることから、沖縄県民は多大の不安と不満を抱くに至りました。

そこで、琉球政府は、このような県民の不安と不満を解消すべく努めてまいりましたが、これと並行して、一般住民と軍用地地主が過去二十六年間にわたつて合衆国軍隊等から蒙つた不当な損失及び損害等を救済し、さらに将来の権利擁護の立場から、千九百七十年十一月及び千九百七十一年三月、「軍用地問題等に関する提案」（添付資料(一)）を準備委員会に提出し、日米両国政府にその解決方を訴えてまいりました。

しかし、前記提案は、問題解決の進展をみぬまま千九百七十一年六月十七日、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定（いわゆる沖縄返還協定）の調印をみるに至つたのであります。

調印された前記協定、合意された議事録及び交換公文では、さきに琉球政府から提案された諸項目中、土地の復元補償等六件（添付資料(二)一頁から八頁まで）が採り上げられたにとどまり、軍用地の接収に伴う通損補償等九件（前記資料九頁から二三頁までに）については、遂に請求権が放棄され、或いは不問にふされたままとなつております。

そこで琉球政府は、本土政府に対し、前記九件の請求権等の救済実現方を再三にわたつて要請いたしました結果、本年九月三日、沖縄復帰対策要綱（第三次分）の中で「返還協定に基づき米国政府が処理すべきこととなるもの以外のいわゆる講和前人身傷害未補償者に係る請求等については、実情を調査のうえ国において適切な措置を講ずるもの とする。」との閣議決定をみるに至りました。

二　琉球政府から本土政府に対し提案され、要請された軍用地の接収に伴う通損補償等のいわゆる請求権等の内容につきましては、添付資料(二)で夫々説明されているとおりでありますが、いま、これらのいわゆる請求権等について一言いたしますと、軍用地



の接収に伴う通損補償、合衆国軍隊による林野等の使用制限に伴う損失補償（入会制限に伴う損失補償）、海没地補償、復帰前に解放された土地の復元補償がなされるまでの間の当該土地の使用不能による損失補償及び解放地の境界設定費補償等の諸請求に関しては、軍用地に関する権利等について定められた高等弁務官布令第二十号等の現地法令にはなんらの規定もなく、県民のこれらの諸請求権は具体性に欠け、全く宙に浮いた形になつており、前記布令第二十号においては、僅かに土地の復元補償及び地上物件補償の二項目が規定されているにすぎません。

しかも、前記布令第二十号に規定のある土地の復元補償ですら、土地の解放後早急に補償が行なわれない場合が多く、今日までに解放された四百七十七万坪余に及ぶ土地のうちには、約十年近くも復元補償が行なわれず放置されたままになつているものもあるという実情でありまして、前記のように「復元補償がなされるまでの間の土地の使用不能による損失補償要求」が問題とされている所以であります。

また、財産及び人身損害の賠償及び土地裁判所訴願事案等のうち、外国補償請求法に

よる賠償額に不服のもの、同法で請求を棄却されたもの及び土地裁判所で請求を棄却されたもの等にあつては、これらが異民族の審査機関で、一方的に、主として書面のみによつて審査されたこと等はさておくといたしましても、司法的救済の途が全くないか、仮にあるとしても事実上権利行使ができないという状況にあり、それらの殆んどが泣き寝入りに終つているのがその実情であります。

更に、高等弁務官布令第六十号（いわゆる講和前補償）の補償もれとなつている土地の復元補償及び財産、人身損害賠償等の諸請求については、これらの申請受付が締切られた千九百六十一年六月当時及びそれ以前の沖縄の社会的諸情勢、受付期間の制約、伝達方法や連絡機関の不備及び沖縄以外の土地における申請者の居住等のほか、証人等の居所不明等により指定期日までに証拠資料を収集することが出来なかつたという同情すべき理由に起因して前記補償の恩恵に浴し得なかつたものが多く、これらの補償請求者が、安易に自己の権利の上に眠つていたわけでは決してないのであります。

このように、本土政府に対し、再三にわたつて琉球政府から要請されたいわゆる請求権等は、損失や損害は現実に生じていても、布告布令等の現地法令に規定がないとか



規定はあつても放置され、無視されているとか、司法的救済の途が途絶しているとか、或いは同情すべき理由に起因するとかいうものばかりで占められており、本土における同種の事案の解決とは、雲泥の相異があるのであります。

琉球政府は、これらのいわゆる請求権等のうち復元補償や講和前人身傷害補償等については、関係当事者と共に、施政権者である米合衆国関係機関に再三にわたつて本土国民と同様の救済措置を要求し続けてまいりましたが、これらの要求は、平和条約第十九条の請求権放棄を盾にすべて拒否されてきたのであります。

三　さて、本土においては、沖縄県民のいわゆる請求権等と同種のものが、どのように措置されているのでありましようか。これを一言で申しますならば、本土においては、日本国憲法を頂点として、地位協定及びその実施のための関連諸法令等が周到に整備され、万全を補償等の救済措置が講じられているということであります。

すなわち、施設及び区域の取得とその返還等に伴つて生ずる諸損失（添付資料(二)の二の(一)、(二)、(四)、(五)、(七)、(八)と同種の損失を含む）に対しては、駐留軍ノ用ニ供スル土

地等ノ損失補償等要綱（昭和二十七年七月四日閣議了解）、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき　日本国にあるアメリカ合衆国軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律（昭和二十七年法律第二百四十六号）地位協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第百四十号）及びその他の関連法令等によつて補償が行なわれ、平和条約発効後における合衆国軍隊等の行為による人身及び財産の被害（添付資料(二)の二の(三)の(ロ)と同種のものを含む）に対しては、地位協定の実施に伴う民事特別法（昭和二十七年法律第百二十一号）、日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律（昭和二十八年法律第二百四十六号）及び合衆国軍隊等の行為等による被害者等に対する賠償金の支給等に関する総理府令等の関連諸法令によつて　補償等が行なわれております。

そして、請求者は、これらの諸法令等に基づく補償等の額に不服がある場合には、不服申立ができ、最終的には、司法機関への救済の途が開かれております。このように、本土における日本国民は、日本国憲法を頂点とする整備された関係諸法令等の下でその



の人権及び財産権の保障が十分になされているのであります。ここに要請いたしました沖縄県民のいわゆる請求権は、まさに、前記諸法令等によつて本土の国民に付与された諸請求、諸補償等と全く同一のものであります。

四　以上、合衆国軍隊等の行為等によつて蒙つた沖縄県民の損失、損害等について申し述べてまいりましたが、このように沖縄県民の人権及び財産権等の諸権利が軽視され、無視されてまいりましたのは、日本国との平和条約第三条により、沖縄がアメリカ合衆国の施政下に置かれたことによるものであり、もし、沖縄がアメリカ合衆国の施政下になかつたならば、沖縄県民の蒙つた損失、損害等について、本土国民と同様の十分な補償等がなされていたであろうことは、あらためて申し述べるまでもなく、明白なことであります。

おもいますのに、沖縄県民がアメリカ合衆国の施政下に置かれましたのは、戦後日本が、失われたその主権と独立を回復するという、最も高度の且つ重大な国策に由来するものであることは、極めて明白にして歴然たる事実でありまして、そのために沖縄県民の人権及び財産等の諸権利が、本土国民に較べ不当に侵害されたといたしました

ら、その補償等を日本政府が行なうのは、日本国憲法の諸法理に照らし、国の当然の責務であると信じます。

琉球政府は、このような考え方に立つて、これまで軽視され、無視されてまいりました沖縄県民の損失及び損害等に対する補償救済方について強く訴えてまいりましたところ、これに対し、前述のとおり、日本政府は、沖縄復帰対策要綱（第三次分）の中で、「実情を調査のうえ、国において適切な措置を講ずるものとする」とされ、沖縄県民のいわゆる請求権等の問題処理に取り組む姿勢を示されましたが、これらの請求権等が、単なる行政措置によつて処理されるのではないかということが、なお懸念されるところとなつております。

沖縄県民が多年心の底から強く訴え続けてまいりました祖国復帰は、基本的人権及び財産権等の諸権利を尊重し、保障する日本国憲法を頂点とする本土法制の下に復帰し、均しく日本国民として、失われた諸権利を回復することにあつたのでありますから、今や、来たる十月のいわゆる沖縄国会を前にして、琉球政府は、県民の多年の要求及



び願望が実現されるか否かの最後の機会を迎える次第であります。

来たる十月の前記国会においては、沖縄の復帰に伴う最も基本的な重要法案が審議されるでありましようが、本土政府はじめ関係ご当局におかれましては、前述いたしました琉球政府の考え方の主旨及び沖縄県民の置かれている実情等について十分御検討のうえ、ご賢察、ご高配を賜わり、沖縄県民が過去二十六年間にわたつて実現し得なかつた不当な損失及び損害等に対し、本土国民と同様に、これを権利として保障されるよう立法措置を講ぜられ、関係当事者の請求をまつて、正当な権利救済、権利補償がなされるよう、強く要請いたします。

昭和四十六年九月二十日

琉球政府行政主席　屋良朝苗

資料 (一)

# 軍用地問題等に関する提案

琉球政府

もくじ


提案理由

1 軍用地の地位協定適用について……1
2 軍用地の解放（基地の整理縮小）について……1
3 復元補償について……4
4 軍用地の取得に伴う通損補償について……5
5 財産及び人身損害の賠償について……5
6 土地裁判所訴願事案の処理について……6
7 入会制限に伴う損失補償について……7
8 復帰後の軍用地料について……8
9 一時使用許可地について……9
10 未払軍用地料の措置について……9
11 非細分土地について……10
12 軍用地内の滅失地の取扱いについて……10
13 軍用地地主に対する融資措置について……11

（提案理由）

1　一九六九年十一月の日米共同声明は、沖縄の復帰にあたつて、日米安全保障条約及びこれに関連する諸取決めを変更なしに適用し、必要な米軍基地の保持を図ることを合意しているが、これについて沖縄県民は多大の不安と不満を抱いているものである。

その中で基地のために所有地の接収を余儀なくされている軍用地地主は、復帰に際し軍用地が如何なる形で処理されるかについて最大の関心を寄せており、これら地主の団体である沖縄市町村軍用地地主会連合会は、先般軍用地に関する地主の態度を各関係機関に表明し、その解決を強く要求しているところである。

2　琉球政府は、沖縄の軍用地地主が過去二十五年余にわたつて蒙つた不当な損失を回復し、さらに地主の将来の利益擁護の立場から軍用地地主会連合会の要請に基づき、別紙のとおり、軍用地に関する問題等を提案して、その解決を要求するものである。

1　軍用地の地位協定適用について

(1)　沖縄の施政権返還に伴い、米軍の土地使用の根拠法令となつている布令第二十号は失効し、沖縄における米軍の土地使用の法的根拠がなくなる。

従つて、沖縄の軍用地が復帰時点で地位協定の適用による施設及び区域として引続き使用されるとするならば、新たな手続を必要とする。

(2)　本土の場合は、政府と地主との間で、原則として民法上の賃貸借契約（期限は一か年で毎年更新）を締結して賃借権を取得し、これを米軍に提供している実情である。

したがつて、沖縄の軍用地についても本土と同様な民法上の賃貸借契約を地主との間で新たに締結すべきである（ただし、借料その他の損失補償については、沖縄の特殊事情を考慮すべきである。）。それ以外の方法、たとえば地主と新たに契約することなく、特別措置によつて包括的に軍用地に対する権利を取得する等の方法は、本土の取扱いとも相違し、かつ、地主の充分な権利主張の機会をも奪うことになるので、反対である。

(3)　従つて、日本政府は、沖縄の軍用地については、本土と同様地主と新たな賃貸借契約を締結するよう強く要求する。



しかし、この新規契約の締結に当つては、次の諸問題を解決しない限り、相当困難が予想されるので、日本政府は、これらの問題解決について、早急に適切な措置を講ずる必要がある。

借料の算定について

復元補償について

各種損失補償について

一時使用許可地（黙認耕作地）について

2　軍用地の解放（基地の整理縮小）について

(1)　沖縄における軍用地面積は、沖縄陸地総面積の八・七パーセントを占め、その殆んどが沖縄本島に集中し、その一四パーセントが軍用地となつている。各地区別に軍用地の占める割合を見ると、沖縄本島の北部地区一一・八パーセント、中部地区三一・四パーセント、南部地区四パーセント、宮古島〇・一パーセント、石垣島〇・一四パーセントとなつている。さらにこれを市町村別に見ると、四六か市町村に分布し、軍用地の最も多い市町村としては、嘉手納村の七八パーセント、読谷村の六二パーセント、北谷村七〇パーセント、コザ市の六七パーセント、金武村の六三パーセント、宜野座村の五八パーセントなどがある。

次に耕地面積について比較すると、軍用地内の耕地面積は、沖縄全耕地面積の一一・二七パーセントを占め、これを各地区別に見ると、沖縄本島の北部地区一〇・六七パーセント、中部地区四三・五六パーセント、南部地区一・五六パーセント、宮古島〇・〇一パーセント、石垣島〇・〇〇四パーセントとなつている。この割合が最も高い市町村としては、嘉手納村の九五パーセント、読谷村の七四パーセント、北谷村の九二パーセント、コザ市の七七パーセント、金武村の四二パーセントなどがある。

（注）　以上の数字は、国県有地を除いて比較したものであつて、国県有地を含めると上記の割合はもつと高くなる。

(2)　土地狭隘な沖縄において、上記のように軍用地の占める割合が本土の場合と比較にならないほど高く、特に那覇市及び沖縄本島の中部地区では、軍用地と民間地区が複雑に入り組んでいて、都市計画、経済開発、宅地造成などのうえで大きな障害となつている。豊かな沖縄県作りを推進するためには、これらの障害となつている軍用地を最大限にかつ、早急に解放する必要があるので、この問題を早期に解決してもらいたい。



3　復元補償について

(1)　一九五〇年七月一日前に米軍によつて形質変更された軍用地で

イ　一九六一年六月三〇日までに返還されたもの

元補償が米軍によりなされた。

ロ　一九六一年七月一日以後に返還されたもの及び将来返還されるものについては、米合衆国は平和条約第十九条をたてに復元補償を拒否している。軍用地の大半がこれに該当するので、地主にとつて大きな問題となつている。

(2)　一九五〇年七月一日以後に米軍によつて形質変更された軍用地で

イ　復帰までに返還されるものについては、布令第二〇号に基づき、米合衆国により復元補償がなされるので問題はない。

ロ　復帰後に日本政府により返還されるものについては、日米両政府のいずれに補償責任があるか問題である。

(3)　上記(1)のロ及び(2)のロの復元補償については、返還協定の中で、日米両政府のいずれが補償責任を負うかについて明確にしてもらいたい。

なお、返還協定において、これらの請求権が放棄される場合は、日本政府が全面的に補償するよう措置を講ずべきである。

4 軍用地の取得に伴う通損補償について

(1) これまで米合衆国が沖縄において、軍用地を取得する場合、地料支払いと地上物件の買上補償のみを行ない、土地取得に伴つて通常生ずるその他の損失補償、たとえば、離作補償、残地補償、隣接財産の補償、漁業補償等はなんら行なわれてない。

(2) 本土においては、これらの補償がなされているので、沖縄の軍用地についても、当然これらの補償がなされるべきである。

(3) 従つて、復帰前に生じたこれらの損失に対しては、返還協定の中で日米両政府のいずれが責任を負うかについて明確にしてもらいたい。

なお、返還協定において、これらの請求権が放棄される場合は、日本政府が全面的に補償するよう措置を講ずべきである。

5 財産及び人身損害の賠償について

(1) 米合衆国の軍隊、軍人、軍属等の不法行為による財産及び人身損害に対する賠償については



イ 講和前のもので、一九六一年六月三〇日までに請求したものについては、布令第六〇号によつて措置され解決を見た。しかし、同期日までに請求しなかつたもの（三一七件 五七三、九五四・一八ドル 一九六九年一〇月末日現在、講和前人身傷害未補償者連盟調べ）は、未解決のままになつている。

ロ 講和後のものについては、外国補償請求法により処理されている。しかし、これについても、復帰の際、未解決のまま残るものが予想される。

(2) 従つて、これらの未解決のものについては、返還協定の中で日米両政府のいずれが責任を負うかについて明確にしてもらいたい。

なお、返還協定において、これらの請求権が放棄された場合は、日本政府が全面的に賠償するよう措置を講ずるべきである。

6 土地裁判所訴願事案の処理について

(1) 軍用地の適正地料の要求については、琉球列島米国土地裁判所に訴願できることになつており、一九七〇年五月末現在訴願中の事案が九、六一八件（一七、八七八筆）である。

(2) さらに海上演習等に伴う漁船の操業制限等によつて生じた漁業損失のうち、講和前のものについては、布令第六〇号により補償されたが、講和後のものについては、補償がなされず、目下琉球列島米国土地裁判所に訴願中であり、一九七〇年五月末現在訴願中のものが一七件ある。

(3) 上記事案のほか、これまで土地裁判所に訴願したもので適正な解決を見なかつたものが非常に多い（一九七〇年五月末現在三、三四八件、うち勝訴五一件で他は請求棄却）

(4) 上記事案のうち復帰のときまでに棄却され、または未処理となつている事案は、復帰後日本政府において適正な救済措置を講じてもらいたい。

7 入会制限に伴う損失補償について

(1) 従来、入会慣行のあつた山野が米軍の演習場として接収され、当該山野への立入が制限又は禁止されたため、山菜飼料、薪炭等の採取が困難になつて損失を受けているが、これに対し、米合衆国は、なんらの補償も行なつていない。

(2) この種の損失について本土の場合は、適正に補償されているので、沖縄のこの種の損失についても当然に補償されるべきである。従つて、この種の損失については、返



還協定の中で日米両政府のいずれが補償責任を負うかについて明確にしてもらいたい。

なお、返還協定においてこれらの請求権が放棄される場合は、日本政府が全面的に補償するよう措置を講ずるべきである。

8 復帰後の軍用地料について

沖縄の軍用地料は、接収当時の地目等級で押えられているため、土地の客観的利用価値を反映しない低額なものとなつて地主の不満を買い、これが常に軍用地問題の紛糾の要因となつてきた。

この問題の解決いかんが約四万人の軍用地地主の死活問題といつても過言ではないので、復帰に際し、日本政府が沖縄の軍用地について契約を締結するに当つては、地主の同意し得るような地料の評価をしてもらいたい。

9 一時使用許可地について

(1) 軍用地のうち、米軍から一時使用許可を与えられている土地が約一、六〇〇万坪あり、そのうち実際に農耕している土地（黙認耕作地）は約六〇〇万坪あると思われる。これらの土地は、布令第二〇号によつて一時使用権が付与された土地で、地料は全額支払いされている。

(2) 本土では、施設及び区域内で所有者等が土地を使用している場合、当該土地の地料に当該土地の使用の阻害の程度に応じ、一〇〇分の一〇をくだらない割合を乗じて得た額が支払われている。復帰に伴い、沖縄の一時使用許可地が本土なみに措置されると、その地料が激減することになるので、地主にとつて大きな問題である。

(3) 従つて、日本政府は、復帰に伴い沖縄の一時使用許可地の耕作者に不利益を与えないよう、次の措置を講じてもらいたい。

イ 布令第二〇号に基づき付与された一時使用権の保護措置

ロ 地料の全額支払措置

10 未払軍用地料の措置について

(1) 米合衆国が直接収用した軍用地の地料は、琉球政府が委託を受けて地主に支払つているが、その中には地主の居所不明のため連絡が困難なもの、地主が外地にいて現地に代理人をおいていないもの、相続登記未済のため受領権者の確認ができないもの等の理由で復帰までに支払えないものが相当額あるものと予想される。

(2) 当該地料は、一〇年間は琉球政府が保管して支払つているが、一〇年を経過したものは米合衆国に返還しており、地主は返還後においても布令第二〇号に基づき、米



合衆国へ請求できることになつている。

(3) 復帰に伴い、布令第二〇号は消滅する。従つて、該布令により支払いが保障されている地料（復帰までに琉球政府が保管しているもの及び米合衆国に返還したもの）については、該布令の消滅にかかわらず、関係地主への支払いが継続保障されるよう措置を講じてもらいたい。

11 非細分土地について

(1) 非細分土地とは、軍用地内に在つて軍用地の実測面積から台帳記載の面積を差し引いた残面積の土地である。

(2) このような土地は、布令第一四六号により、市町村非細分地として市町村管理とし、その軍用地料は市町村に払われている。

(3) 本土には、このような制度はないが、沖縄の軍用地については、地籍調査がなされてない等の実情を考慮のうえ、復帰後もこの制度を認め、それに対する軍用地料は当該市町村に支払うよう措置を講じてもらいたい。

12 軍用地内の滅失地の取扱いについて

沖縄における軍用地には、たとえば那覇軍港湾のように米軍によつて土地がつぶされ、

公有水面になつているところがあるが、このような土地は、地図及び台帳に基づき米軍と地主との間で賃貸借契約が締結され、地料が支払われている。

復帰に伴い、この滅失地がどのように措置されるかが問題であるが、仮に地位協定に基づく施設及び区域として編入された場合は、日本政府において適正価格で補償してもらいたい。

13　軍用地地主に対する融資措置について

(1)　沖縄における約四万人の軍用地地主は、その殆んどが零細地主で、その所有地の大半が軍用地に接収されたため従来の農業をはなれて軍作業その他に転職し、自からは高い借地又は借家を余儀なくされている。

(2)　これら地主は、その子弟の育英、生活設計等に必要な資金の融資を切望しているが、唯一の財産である土地が軍用地になつているため、その土地を担保にして融資を受けることが困難な状態である。

(3)　日本政府は、このような地主の事情を充分配慮して、軍用地又は毎年の軍用地料を担保とした長期低利の融資が受けられるよう措置を講じてもらいたい。

資料(一)

# 返還協定に関連するいわゆる請求権等について

琉球政府

1　アメリカ合衆国が処理すべきもの
(1)　土地の復元補償……1
ア　一九五〇年七月一日前に形質変更され、一九六一年七月一日以後、復帰の前日までに解放された土地の復元補償……1
イ　一九五〇年七月一日以後形質変更され、復帰の前日までに解放された土地の復元補償で未処理のもの……2
(2)　財産及び人身損害の賠償……3
(3)　土地裁判所の管轄に属する請求権……3
(4)　那覇軍港内の海没地の補償……5
(5)　未払軍用地料等……6
(6)　軍用地業務に関する手数料……7
2　日本政府に補償措置等を要請するもの……9
(1)　土地の復元補償……9
ア　布令第六十号の補償もれ……9
イ　復帰後解放される土地の復元補償……10
(2)　軍用地の接収に伴う通損補償……11
ア　残地補償……11
イ　隣接財産の補償……12
ウ　離作補償……12
エ　水利権補償……13
(3)　財産及び人身損害の賠償等……13
ア　布令第六十号の補償もれ……13
イ　外国補償請求法による賠償額に不服のもの及び同法で棄却されたもの……15
(4)　土地裁判所訴願事案等……15
ア　講和後の漁業補償……16
イ　地料増額請求……17
ウ　棄却されたもの……17

(5) 米軍による林野の使用制限に伴う損失補償（入会制限に伴う損失補償）……19
(6) 海没地の補償……21
(7) 復帰前日までに解放された土地で復元補償がなされるまでの間の当該土地の使用不能による損失補償……21
ア 返還協定第四条第三項によりアメリカ合衆国の自発的支払がなされる土地……21
イ 布令第六十号で復元補償された土地及び同布令による復元補償もれの土地……22
(8) 解放地の境界設定費……23
(9) 返還協定第四条第二項及び第三項によるアメリカ合衆国の措置に不服のもの……24
附表
返還協定に関連するいわゆる請求権等一覧……26

返還協定に関連するいわゆる請求権等についての説明

アメリカ合衆国の沖縄統治期間中における軍用地の接収や解放等に伴つて生じた損失および
アメリカ合衆国軍隊又はその要員の行為等によつて生じた財産や人身の損害で、復帰
までに解決されないものについては、返還協定によつてその措置が定められている。すな
わち、同協定第四条第二項及び第三項によつてアメリカ合衆国が復帰後も引続き措置する
ことになつているものと、そうでないものについては、日本政
府が国内的に適切な補償措置を講ずべきであると考える。
以下、軍用地関係等の損失補償等について、アメリカ合衆国が措置するものと日本政府
に補償措置を要請するものとに分類し、簡単な説明を試みた。

1 アメリカ合衆国が処理すべきもの

(1) 土地の復元補償

ア 一九五〇年七月一日前に形質変更され、一九六一年七月一日以後復帰の前日まで
に解放された土地の復元補償

返還協定第四条第三項により、一九五〇年七月一日前に米軍によつて形質変更さ
れた土地で、一九六一年七月一日から復帰の前日までに解放されたものの復元補償



については、一九六七年布令第六十号ですでに補償されたものとの均衡を失しない
ように、アメリカ合衆国が自発的支払を行なうことになつている。
当該復元補償については、従来アメリカ合衆国は、対日平和条約第一九条a項に
よつて放棄された請求権であるとして補償義務を否定してきた。返還協定第四条第
三項で、わざわざ「自発的支払」とうたつているのも、法的義務としての支払いで
はなく、見舞金的又は恩恵的支払であることを明らかにしたものである。
同様の理由で、布令第六十号による復元補償も恩恵的なものとしてなされた。

イ 一九五〇年七月一日以後形質変更され、復帰の前日までに解放された土地の復元
補償で未解決のもの

一九五〇年七月一日以後において米軍により形質変更され、復帰前に解決された
土地については、一九五九年布令第二十号に基づいて復元補償がなされているが、
通常の場合、解放されてから復元補償が解決されるまでには、相当の日時を要する。
従つて、復帰の間際に解放された場合には、復元補償が未解決のまま復帰の日を迎
えることになる。ところで、当該復元補償は、布令第二十号によつて特に認められて
いるものであるから、返還協定第四条第二項に規定する現地法令により特に認めら

れる日本国民の請求権、合意議事録の「第四条に関し」の1の(1)の請求権に夫々該当するので、アメリカ合衆国が復帰後も引続き措置することになる。

(2) 財産および人身損害の賠償

いわゆる対日平和条約発効後におけるアメリカ合衆国軍隊又はその要員の行為等による財産および人身損害の賠償請求は、外国補償請求法（連邦法典第十篇）に基づいてアメリカ合衆国が処理しているが、通常の場合、事故発生から賠償解決までには相当の日時を要する。従つて、復帰の間際に事故が発生した場合には、賠償問題が未解決のまま復帰の日を迎えることになる。ところで、当該賠償は、前記の法令が沖縄に適用されたことによつて特に認められたものであるから、返還協定第四条第二項に規定する合衆国法令により特に認められる日本国民の請求権、合意議事録の「第四条に関し」の1の(3)の請求権に夫々該当するので、これについては、アメリカ合衆国が復帰後も引続き措置することになる。

(3) 土地裁判所の管轄に属する請求権

現在、土地裁判所には、(A) 布令第二十号に基づく収用宣告書の提出によつて収用



された土地の地料増額請求事案 (B) 布令第二十号に基づく基本賃貸借契約および総括賃貸借契約によつて取得された土地の地料増額請求事案 (C) 米軍の海上演習等のための海域制限による漁船の操業制限に伴う漁業補償請求事案等が係属している。

土地裁判所の管轄については、一九五九年一月二十一日民政府一般命令第四号「琉球列島米国土地裁判所」第二項および一九五九年二月十日命令「琉球列島米国土地裁判所訴訟手続規則」第一条に定められている。前記の(A)が土地裁判所の管轄に属することは明らかであるが、(B)と(C)はその管轄に属するものではないと解される。

前記の(A)が返還協定第四条第二項に規定する現地法令により特に認められる日本国民の請求権、合意議事録の「第四条に関し」の1の(2)の請求権に夫々該当し、アメリカ合衆国が措置するものであることについては異論はないが、(B)と(C)がそれに該当するかどうかについては、次の二つの解釈がある。すなわち、(B)と(C)は、前記の法令によつて定められている土地裁判所の管轄に属するものではないから、合意議事録の「第四条に関し」の1の(2)の請求権には該当しないという解釈と、前記の法令によつて定められている土地裁判所の管轄に属するか否かを問わず、(B)と(C)が現に土地裁判所に係属している以上、合意議事録の「第四条に関し」の1の(2)の請求権に該当する

との解釈とがある。

土地裁判所は、アメリカ合衆国による軍事基地の円滑な運営を期する目的で、収用に係る土地の適正補償等について裁定をする行政裁判所であり、軍事優先政策の中で地主等の請求は悉く棄却されてきた。後者の解釈に立つて、(B)と(O)がアメリカ合衆国により復帰後も引続き措置されることになれば、従来と同様に訴願事案等が棄却されることは明らかである。なぜならば、すでに棄却されたものと同趣旨の請求ばかりだからである。本土の制度下にあつたならば、当然に認められたであろうこれらの請求も土地裁判所によつて棄却される運命にあるので、関係地主等の利益擁護の立場からいつでも、(B)と(O)については、前者の解釈に立ち、土地裁判所に管轄権なしとして日本政府に補償措置を要請するのが相当である。

(4) 那覇軍港内の海没地の補償

米軍による那覇軍港拡張のため潰ぶされて海面下に没している土地が1万余坪ある。当該海没地については、アメリカ合衆国政府が日本政府と協議したうえ、アメリカ合衆国が沖縄において埋立てた土地を、必要な限度において処分することにより解決することになつている。（海没地の問題の解決に関する公換公文参照）



埋立地を代替地として与えるのか、その場合どこの埋立地を与えるのか、又は埋立地を売却し、その売却金で補償するのか等についてはなんら明らかにされていない。この点については、今後、日米両政府の協議によつて明らかにされると思われるが、当該協議には、関係地主の意見が十分に反映されるべきである。

(5) 未払軍用地料等

アメリカ合衆国が地主等に対し直接支払債務を負つている軍用地料等（アメリカ合衆国の収用等に係るもの）については、関係布令等に基づき、アメリカ合衆国から琉球政府に預託され、琉球政府は預託を受けてから十カ年間それを保管して地主等への支払いに当つている。そして、十カ年内に支払えないものは、アメリカ合衆国から要求があり次第返還するが、地主等は、返還したものについて直接アメリカ合衆国に請求できることになつている。

アメリカ合衆国が地主等に対し直接支払債務を負つている軍用地料等には、(A)一九五三年布令第一〇九号に基づいて収用した土地、一九五三年布告第二十六号に基づく確認証によつて強制取得した土地（黙契による土地）、一九五七年布令第一六四号に基づいて収用した土地および一九五九年布令第十八号に基づいて布令第一六四号に

より収用した限定付土地保有権を五年定期賃借権に切り換えた土地に係る地料、地上物件補償費および復元補償費　(B)　一九五九年布令第二十号に基づいて収用した土地に係る地料、地上物件補償費および復元補償費がある。

当該軍用地料等で、復帰までに支払えないものはアメリカ合衆国に返還することになるが、返還したもの（十カ年経過してすでに返還したものも含む。）に対する請求権は、関係布令等によつて特に認められたものであるので、返還協定第四条第二項に規定する現地法令により特に認められる日本国民の請求権に該当する。法令別にみれば、前記の(A)の軍用地料等で復帰までに支払えず返還するものに対する請求権は、合意議事録の「第四条に関し」の1の(6)に該当し、前記の(B)のそれは、合意議事録の「第四条に関し」の1の(1)に夫々該当するので、これについては、アメリカ合衆国が復帰後も引続き支払措置を講ずることになる。

（注）　アメリカ合衆国は、復帰後五年間の暫定期間を設け、在沖米陸軍工兵隊において、地主等への支払いを行なう考えのようである。

(6)　軍用地業務に関する手数料

一九五九年布令第二十号に基づく軍用地関係業務を処理するため、一九五九年一月二十七日に琉球政府とアメリカ合衆国との間で琉球列島内の不動産に係る業務についての合意（以下「業務契約」と称する。）が締結された。そして、当該業務契約の第一条に琉球政府が処理すべき業務が列挙され、第四条では琉球政府が処理する業務に対してアメリカ合衆国から手数料（同条では補償金となつている。）が支払われることになつている。

琉球政府の立場からすれば、当該業務契約によつてアメリカ合衆国に対する手数料請求権が認められていることになる。そして、当該請求権は、返還協定第四条第二項に規定する現地法令により特に認められる日本国民の請求権、合意議事録の「第四条に関し」の1の(6)の請求権に夫々含まれると解されるので、当該業務契約に基づく業務で、復帰までに処理して手数料が未払いのものおよび復帰後処理するものについて、アメリカ合衆国は手数料を支払う義務があると解される。

（注1）　当該業務契約に基づく業務には、契約および収用の双方に係る業務が含まれている。

（注2）　復帰後処理するものには、契約に係る軍用地の未払地料等の支払いがある。

2　日本政府に補償措置を要請するもの

これからとりあげるものについては、それらが復帰の前日までに適用される合衆国法令又は現地法令に基づいて発生した具体的な権利として請求できるものであるかどうかの法律論は別にして、要するに、アメリカ合衆国の沖縄統治期間中における軍用地の接収および解放等に伴つて生じた損失並びにアメリカ合衆国軍隊又はその要員の行為等によつて生じた財産および人身の損害のうち、復帰の前日までに解決されないもので、返還協定第四条第二項および第三項によつてアメリカ合衆国が復帰後も引継き措置することになつているもの以外は、日本本土の関係国民との格差是正、換言すれば、施政権が分離されず日本本土の諸制度下にあつたならば当然補償されたであろうという立場から国内的に適切な補償措置を講ずべきであると考えられるものである。

(1)　土地の復元補償

ア　布令第六十号の補償もれ

一九五〇年七月一日前に米軍によつて形質変更された軍用地のうち、一九六一年六月三十日までに解放されたもので復元補償の申請があつたものに対しては、一九六七年布令第六十号に基づき、恩恵的支払としてアメリカ合衆国より復元補償がなされたが、関係者の中には、当時外地にいたとか、あるいは市町村当局や関係団体等からの連絡が十分でなく、事情を関知しなかつた等の理由で申請をしなかつたため、補償されないままになつているものがかなりある。これらについては、布令第六十号ですでに補償されたものとの公平を期するうえからも早急に補償がなされるべきである。



イ　復帰後解放される土地の復元補償

復帰の際、地位協定に基づく施設および区域として提供される軍用地で、復帰後解放されるものの復元補償については、返還協定第三条第二項で、地位協定第四条第一項の規定を読み替え適用することによつて、アメリカ合衆国の義務が免除されている。すなわち、アメリカ合衆国は、「アメリカ合衆国軍隊によつて当初に使用されることとなつた時の状態」に復元し、又は復元に代えて補償する義務を負わないことが定められている。これは、復帰後、アメリカ合衆国から日本政府に軍用地の返還がなされる場合のアメリカ合衆国の日本政府に対する復元補償義務を免除したものである。それでは、日本政府が地主等に土地を返還する場合に、日本政府は「アメリカ合衆国軍隊によつて当初に使用されることとなつた時の状態」にまでさ

かのぼつて復元補償義務を負うのかどうかについては、なんら明確にされていないので、この点は国内的措置を講じて明確にすべきであり、軍用地地主会連合会では、日本政府との土地賃貸借契約締結の際、契約書において明確にするよう要求している。

(2) 軍用地の接収に伴う通損補償

アメリカ合衆国は、軍事基地の用に供するため沖縄のぼう大な土地を接収してきたが、接収に伴う損失補償としては、地料支払いと地上物件補償のみを行ない、その他の通常生ずる損失の補償は、布令第二十号等に明文の規定もなく、補償がなされないままになつている。これらに該当するものとして、たとえば、残地補償、隣接財産の補償、離作補償、水利権補償等がある。これらは、アメリカ合衆国の土地接収に伴つて生じた損失であるので、当然に補償されるべきものであると考える。

ア 残地補償

一筆の土地の一部が軍用地に接収されたため、残地だけでは本来の用に供することが著しく困難となつて、当該残地の価格の低下、利用価値の減少消滅等により損失を生じている場合の補償である。



沖縄の軍用地は、多くの場合、その外周は直線状で接収されているため、外周周辺の土地の一部接収が多く、ずい所に残地が生じ、利用不能の状態で放置されたままとなつている。

イ 隣接財産の補償

周辺の土地が軍用地に接収されたため、それに隣接する土地の利用が不便となりそれを緩和するために通路、溝、柵等の施設を作つたり、盛土又は切土をする必要がある場合のこれらの工事に要する費用が通常の隣接財産に対する補償である。

沖縄の場合は、基地の中に沖縄があるといわれるように、周辺が軍用地に取り囲まれ、袋地になつて利用価値が減少したり、基地内からの流水等によつて浸蝕されたりして、いろいろな態様の隣接財産の被害がある。

ウ 離作補償

農耕地の全部または大半が軍用地に接収され、農業経営が不能となつて転業を余儀なくされたために蒙つた損失の補償である。この種の損失としては、農具等の売却損、転業に通常必要とされる期間中の従前の所得相当額等がある。

エ　水利権補償

沖縄の場合、ほとんどの水源地が軍用地に接収されているため、農耕地への水利が閉ざされ、水田等はその本来の用に供することができないために畑等に切り換えて使用している状態である。この種の損失としては、切換工事に必要な費用、当該土地の収益減等がある。

(3)　財産および人身損害の賠償等

ア　布令第六十号の補償もれ

一九四五年八月十五日から一九五二年四月二十七日までの期間（いわゆる講和前期間）におけるアメリカ合衆国軍隊又はその要員の行為によつて生じた財産および人身の損害に対しては、一九六七年布令第六十号に基づき、アメリカ合衆国から二十一の補償項目（注一参照）について恩恵的支払いがなされた。ところで、関係者の中には、当時外地にいたとか、あるいは市町村当局や関係団体等からの連絡が十分でなく、事情を関知しなかつた等の理由で、申請しなかつたため、（一九五五年ごろからはじまり一九六一年六月三十日で打ち切られた。）今日まで補償されないままになつているものがかなりある。これについては、布令第六十号ですでに補償されたものとの公平を期するうえから、国内的に補償措置が講じられるべきであると考える。



（注一）　二十一の補償項目は、次のとおりである。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 土地使用料 | 薪炭材 | 製糖工場破壊 | |
| 復元補償 | 建物使用料 | 貯水タンク | |
| 水利権補償 | 建物破壊 | 滅失地 | |
| 身体傷害及び死亡 | 井戸 | 沿岸漁業権補償 | |
| 立毛 | 墓 | 隣接残地 | |
| 果樹、桑樹、茶樹 | 溜池 | 建物移転 | |
| 立木竹 | 石垣 | 不法行為による財産損害 | |

（注二）　前記のうち、身体傷害および死亡の補償もれについては、講和前人身傷害未補償者連盟によつて調査が行なわれ、資料の収集がなされている。その他の項目についても補償もれが相当あるので、早急に調査して資料を収集する必要がある。

イ　外国補償請求法による賠償額に不服のものおよび同法で棄却されたもの

対日平和条約発効後におけるアメリカ合衆国軍隊又はその要員の行為等による財産および人身損害の賠償請求については、外国補償請求法（連邦法典第十篇）によりアメリカ合衆国が処理してきたが、その中には賠償額に不服のもの又は棄却されたものがかなりある。

同法に基づく賠償請求については、米四軍の各賠償委員会で一方的に審査され、審査の内容も公表されないまま賠償額が決定され、又は棄却されてきた。それに対して請求者は不服ではあるが、異議申立の審査機関等もなく、事実上救済の途が閉ざされているため、結局は、米四軍賠償委員会の査定額をのまざるを得ないような破目におとされてきた。（なかには政治問題化したため、請求額どおり又はそれに近い額で賠償されたものもあるが、それはごくわずかである。）

このような状態で措置されてきたものであるので、査定額等に不服のものおよび棄却されたものについては、国内的に適切な救済措置（再審査、補償等の措置）が講じられるべきであると考える。

(4)　土地裁判所訴願事案等



ア　講和後の漁業補償

米軍の演習場としての使用等のための海域制限により、漁船の操業が制限を受け漁業経営上の損失を蒙つている。この損失のうち、講和前のものについては、布令第六十号により補償されたが、講和後のものについては補償されないままになつている。これらの漁業補償請求は、現在土地裁判所に係属しているが、これは、一九五九年一月二十一日民政府一般命令第四号「琉球列島米国土地裁判所」第二項および一九五九年二月十日命令「琉球列島米国土地裁判所訴訟手続規則」第一条に定める土地裁判所の管轄に属しないことは明らかであつて、返還協定第四条第二項に規定する現地法令により特に認められる日本国民の請求権および合意議事録の「第四条に関し」の一の(2)の請求権には該当しないと解すべきである。従つて、これらについては、国内的に補償措置が講じられるべきである。

（注一）　これについては、前記の一の(3)を参照

（注二）　漁業補償請求については、法令上の制度がないので、この問題は、当初琉米合同土地諮問委員会（弁務官の諮問機関）に持ち込まれた。同委員会では、この問題を取り扱うのは相当でなく、土地裁判所で取り扱うのが相

当であると判断したので、請求者は本来土地裁判所の管轄ではないことを知りつつも、これをとりあげて処理する機関がないので、わらをもつかむような思いで土地裁判所に訴願に及んだものである。これに対して被訴願人（在沖米陸軍工兵隊）からは、管轄権がないことを理由に却下の申立がなされたのであるが、これに対する明確な判断がなされないまま今日に至つている。

イ　地料増額請求

一九五九年布令第二十号に基づく基本賃貸借契約および総括賃貸借契約に係る土地の地料増額請求も土地裁判所に係属しているが、アと同じ理由により、国内的に補償措置が講じられるべきであると考える。

ウ　棄却されたもの

地料の増額請求および漁業補償請求で棄却されたものがある。軍用地料の場合は、アメリカ合衆国による土地の接収時を基準にして、その時の地目、等級によつて地料評価がなされているため、軍用地周辺の開発進行、市街地化等による地価の高騰に伴う民間地料との間に大きな較差が生じているので、接収時の地目、等級にかか



わらず、特殊地域（本土における準宅地に相当するもの）を拡大又は新設して地料の増額をはかるべきであるとの請求者の主張に対し、土地裁判所は悉くこれを棄却してきた。漁業補償の請求についても、本土における漁船の操業制限法（略称、昭和二十七年法律第二四三号）に基づく補償的な考えで、権利漁業、許可漁業、自由漁業を問わず、現に米軍の海域制限による漁船の操業制限等に伴つて生じた損失は補償すべきである。沖縄の沿岸水域の場合は、米軍の沖縄占領と同時にその管理下におかれ、漁業権の設定又は更新が許されなかつた等の事情があつて、今日でも漁業権が少ないのであり、その原因はアメリカ合衆国にあるので、そのような事情をも考慮して補償すべきであるとの請求者の主張に対し、土地裁判所は、権利漁業以外は補償の対象にならないとしてこれをしりぞけてきた。

このような土地裁判所の裁定に対しては、これに不服があつても、事実上、上訴や異議申立の途が閉ざされているため、請求者は全く手の打ちようがないというのが現状である。

また、土地裁判所は、民政府の一職員をもつて裁判官とする行政機関的な裁判所であり、審級制度もなく、事実上、上訴の途が閉ざされている。このような裁判所

は、日本国憲法の否定するところであり、関係県民としても、日本国民として、当該裁判所の措置に到底承服することはできない。

以上のような事情から、これまでに棄却されたものについては、国内的に適切な救済措置（再審、補償等）が講じられるべきである。

(5) 米軍による林野の使用制限に伴う損失補償（入会制限に伴う損失補償）

沖縄本島北部の林野が広域にわたつて米軍の演習場として使用されているため、地元部落民は当該林野へ立ち入つて竹、薪等の林野雑産物を採取することが制限を受け損失を蒙つている。

このような損失に対して、アメリカ合衆国からこれまでなんらの補償もなされていないので、これについては、国内的に適切な補償措置が講じられるべきである。

入会という用語は便宜上使用したまでのことで、地元部落民が当該林野への入会権を有するかどうかの法律論は暫らくおき、要するに、米軍の演習により林野への立入が制限を受けたことに伴う損失の補償ということである。



（注一） 米軍の演習は、一回に三、四日、長いとき一週間ぐらいで、年に数回行なわれているようである（地元部落での事情聴取による。）

（注二） これらの制限は、国有地だけでなく市有地、村有地等においても生じている。

(6) 海没地の補償

那覇軍港内の海没地については、「海没地の問題の解決に関する公換公文」により、アメリカ合衆国が沖縄において埋め立てた土地を処分して解決することになつているが、軍用地内の海没地はそれだけに限らず、その他に浦添市、具志川市、北谷村、嘉手納村、読谷村、美里村、国頭村及び金武村等にも所在することが判明しているので、これらの海没地については国内的に適切な補償措置が講じられるべきであると考える。

(7) 復帰前日までに解放された土地で復元補償がなされるまでの間の当該土地の使用不能による損失補償

ア 返還協定第4条第3項により形質変更された土地で、一九六一年七月一日から復帰の前日までに解放されたものの復元補償については、返還協定第4条第3項によりアメリカ合衆国が自発的支払を行なうことになつている。ところで、今日までに既にぼう大な軍用地が解放されたものの、復元補償がなされないため、復元して土地を使用することができず、解放地の多くが使用不能の状態のままで放置されている。従つて、このような解放地については、解放されてから復帰後アメリカ合衆国から自発的支払がなされるまでの間の使用不能による損失がある。また、地主等が自力で復元して現在使用している土地についても、解放されてから自力で復元して使用開始するまでの間の使用不能による損失があつたので、これらの損失については、国内的に適切な補償措置が講じられるべきである。



イ 布令第六十号で復元補償された土地及び同布令による復元補償もれの土地

一九五〇年七月一日前に米軍により形質変更され、一九六一年六月三十日までに解放された土地については、布令第六十号によつてアメリカ合衆国から復元補償がなされたものと、同布令による復元補償からもれているため、日本政府に補償措置を要請しているものとがある。前者については、解放されてから布令第六十号により復元補償がなされたときまでの間、後者については、解放されてから将来日本政府により復元補償がなされるまでの間の使用不能による損失があるので、これについてもアとの公平を期するうえから補償がなされるべきである。

（注）　アの場合をも含めてこの種の損失に対し、日本本土では、「管理費用」として三ヶ月分の地料相当額が補償されている。日本本土では、解放後復元補償費を受領し、復元工事が完了するまで三ヶ月はかかるという前提に立ち、その間は土地の使用収益ができないので、その間の地料相当額を補償することになつている、と解される。

ところで、沖縄の場合は日本本土の場合と事情が全く異つている。すなわち、解放されても短期間に復元補償がなされないので、復元工事もできず、現在まで使用収益不能の状態のまま放置されているものが多く、あくまでも前記の使用不能期間中の地料相当額による補償が行なわれなければ、関係当事者の救済としては不充分である。

(8)　解放地の境界設定費

布令第二十号により復元補償された土地の大部分及び布令第六十号により復元補償された土地のすべてについて境界設定費が補償されていない。また、返還協定第



四条第三項によりアメリカ合衆国が自発的支払を行なう土地についても、布令第六十号との均衡を失しないようにということで、境界設定費は含まれないことが予想される。

解放地の復元という場合には、当該土地を境界の明確であつた元の状態にもどすことであるから、復元に代えて金銭で補償する場合には、その中に当然境界設定費も含めるべきである。ところで、アメリカ合衆国からこれまで支払われた復元補償費の中には、布令第二十号により補償された土地のごく一部を除いては、境界設定費は含まれていないので、これについては、国内的に適切な補償措置が講じられるべきである。

(9)　返還協定第四条第二項及び第三項によるアメリカ合衆国の措置に不服のもの

返還協定第四条第二項及び第三項によつてアメリカ合衆国が措置することになつている請求権（前記の一の(1)から(6)まで）については、すでに処理したものとの均衡を失しないようにということで、アメリカ合衆国がこれまでやつてきた方法（前記(3)のイ及び(4)のウを参照）で措置されると思われる。これまでの方法で措置され

(3) (2) (1) (3) (2) (1)

た場合には、それに対して不服のものがかなりでてくると予想されるので、これについては、国内的に適切な救済措置が講じられるべきである。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 土地裁判所訴願事案等 | 布令第20号の収用に係る地料増額請求事案 | アメリカ合衆国が措置するもの | 3頁 |
| | 布令第20号の契約に係る地料増額請求事案 | 日本政府に補償措置を要請するもの | 14 |
| | 漁業補償請求事案 | 〃 〃 | 16 |
| | 棄却されたもの | 〃 〃 | 17 |
| 海没地の補償 | 那覇軍港内の海没地 | アメリカ合衆国が措置するもの | 5 |
| | その他の海没地 | 日本政府に補償措置を要請するもの | 21 |
| 未払軍用地料等 | | アメリカ合衆国が措置するもの | 6 |
| 軍用地業務に関する手数料 | | 〃 〃 | 7 |
| 米軍による林野の使用制限に伴う損失補償（入会制限に伴なう損失補償） | | 日本政府に補償措置を要請するもの | 19 |
| 復帰前日までに解放された土地で復元補償がなされるまでの間の当該土地の使用不能による損失補償 | | 〃 〃 | 21 |
| 解放地の境界設定費 | | 〃 〃 | 23 |
| 返還協定第4条第2項及び第3項によるアメリカ合衆国の措置に不服のもの | | 〃 〃 | 24 |

附表

## 返還協定に関連するいわゆる請求権等一覧

| | | | |
|---|---|---|---|
| 土地の復元補償 | 1950年7月1日前に形質変更され、1961年6月30日までに解放された土地で布令第60号による復元補償もれ | ……日本政府に補償措置を要請するもの | 9頁 |
| | 1950年7月1日前に形質変更された土地で、1961年7月1日以後復帰の前日までに解放されるものの復元補償 | ……アメリカ合衆国が措置するもの | 1 |
| | 1950年7月1日以後形質変更され、復帰の前日までに解放された土地で布令第20号による復元補償未解決のもの | …… 〃 〃 | 2 |
| | 復帰前に形質変更された土地で、施設区域として復帰後に引きつがれて解放されるものの復元補償 | ……日本政府に補償措置を要請するもの | 10 |
| 財産及び人身損害の賠償等 | 外国補償請求法に基づく賠償請求で復帰の前日までに未解決のもの | ……アメリカ合衆国が措置するもの | 3 |
| | 外国補償請求法に基づく賠償額に不服のもの及び同法で棄却されたもの | ……日本政府に補償措置を要請するもの | 15 |
| | 布令第60号による補償もれ | 〃 〃 | 13 |
| 軍用地の接収に伴う通損補償 | 残地補償<br>隣接財産の補償<br>離作補償<br>水利権補償 | 〃 〃 | 11～13 |

資料（三）

# 請求権等のサンプル調査

昭和46年9月

琉球政府

# 項　　目


1．復　元　補　償　　1　頁

2．海　　没　　地　　2～3頁

3．軍用地の取得に伴う通損補償

(1)　残　地　補　償　　4～5頁

(2)　隣接財産の補償　　6～7頁

(3)　離　作　補　償　　8　頁

(4)　かんがい用水利用不能による損失（水利権補償）　9～10　頁

4．財産及び人身損害の賠償（布令第60号の補償もれ）

(1)　人身損害賠償　　11～12頁

(2)　財産損害賠償　　13　頁

5．米軍による林野の使用に伴う損失（入会補償）　　14　頁

6．土地裁判所訴願事案で棄却されたもの

(1)　地料の増額請求　　15～22頁

(2)　漁業の制限による損失補償　　23～28頁

7．財産及び人身損害の賠償請求で外国補償請求法による賠償額に不服のあるもの及び同法で棄却されたもの

(1)　人　身　損　害

イ．不服のもの　　29　頁

ロ．棄却されたもの　　30～31　頁

(2)　財　産　損　害

イ．不服のもの　　32～33　頁

ロ．棄却されたもの　　34～36　頁

8．復帰前に軍用地から解放された土地の原元補償がなされるまでの間、その使用不能による損失（解放地の管理費用）　37頁

# 復元補償事例調書

現　住　所 [redacted]
氏　　名

| 字名 | 小字名 | 地番 | 地目 | 地積 | 資材費 | 労力費 | 運搬費 | その他 | 解放年月日 | 復元を要する面積 | 補償要求額 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 具志川 | 下敷原 | [redacted] | 畑 | 63坪 | 円2268.0<br>$63.00 | 円216.00<br>$60.00 | 円54.720<br>$15.200 | 円126.00<br>$35.00 | 1947年<br>11月10日 | 63坪 | 円1134.00<br>$315.00 |

現　住　所 [redacted]
氏　　名

| 字名 | 小字名 | 地番 | 地目 | 地積 | 資材費 | 労力費 | 運搬費 | その他 | 解放年月日 | 復元を要する面積 | 補償要求額 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 具志川 | 下敷原 | [redacted] | 田 | 1,632坪 | ※円5875.20<br>$1,632.00 | ※円360.000<br>$1,000.00 | ※円1,763.56<br>$489.00 | 円227.520<br>$63.200 | 1947年<br>11月10日 | 1,632坪 | ※円29376.00<br>$8,160.00 |

1. 被害状況説明

戦後米軍のビーチ施設として使用されたため、周辺の土地は一面に石粉を敷詰められ、著しく形質を変更されたままで解放されているが講和前補償もれになつているため関係地主は、現在まで当該土地を利用できず甚大な損害を受けている。

2. 補償額算定基礎

資材費＋運搬費＋労力費＋その他の費用 ＝ 補　償　額

(1) 畑の坪当り補償単価

| | | |
|---|---|---|
| イ | 資材費坪当単価 | 1.00ドル |
| ロ | 運搬費 〃 | 2.50 |
| ハ | 労力費 〃 | 0.95 |
| ニ | その他費用 〃 | 0.55 |
| | 計 | 5.00 |

補償額：63坪×5.00 ＝ 315.00ドル

(2) 田の坪当り補償単価

| | | |
|---|---|---|
| イ | 左に同じ | 1.00ドル |
| ロ | 〃 | 3.00 |
| ハ | 〃 | 0.61 |
| ニ | 〃 | 0.39 |
| | 計 | 5.00 |

補償額：1632坪×5.00 ＝ 8,160.00ドル

# 海　没　地　事　例　調　書

現住所
氏　名 [redacted]

| 字　名 | 小字名 | 地　番 | 地　目 | 地　積 | 等　級 | 近傍類地の坪当価格 | 海没面積 | 補償要求額 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | 日　円 | 米　弗 |
| 兼久 | 下　原 | [redacted] | はたけ | 5,779坪 | 4 | $30.00 | 4,886坪 | 52,768,800.00円 | 146,580.00弗 |
| | | | | | | | | | |

現住所
氏　名 [redacted]

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 兼久 | 下　原 | [redacted] | 原　野 | 847坪 | 1 | $30.00 | 847　坪 | 9,147,600.00円 | 25,410.00弗 |
| 〃 | 〃 | [redacted] | はたけ | 948 〃 | 4 | $30.00 | 948　〃 | 10,238,400.00 | 28,440.00 |

1　被害状況説明

米軍は、沖縄上陸と同時に日本軍が構築した嘉手納飛行場を中心として広大な土地を接収し、極東最大の空軍基地を構築した。その際同飛行場を整備拡張するため、周辺地域の土地から大量の土砂を採取したため海没し、使用不能となつている。

2　補償額算定基礎

海没地を原状に回復するための工事費用を積算すると殆んどの土地が近傍類地の地価を上まわるため、補償単価を近傍類地の地価相当額とした。

※海没面積×近傍類地の坪当価格＝補償額

6,681坪×30.00ドル＝200,430.00ドル

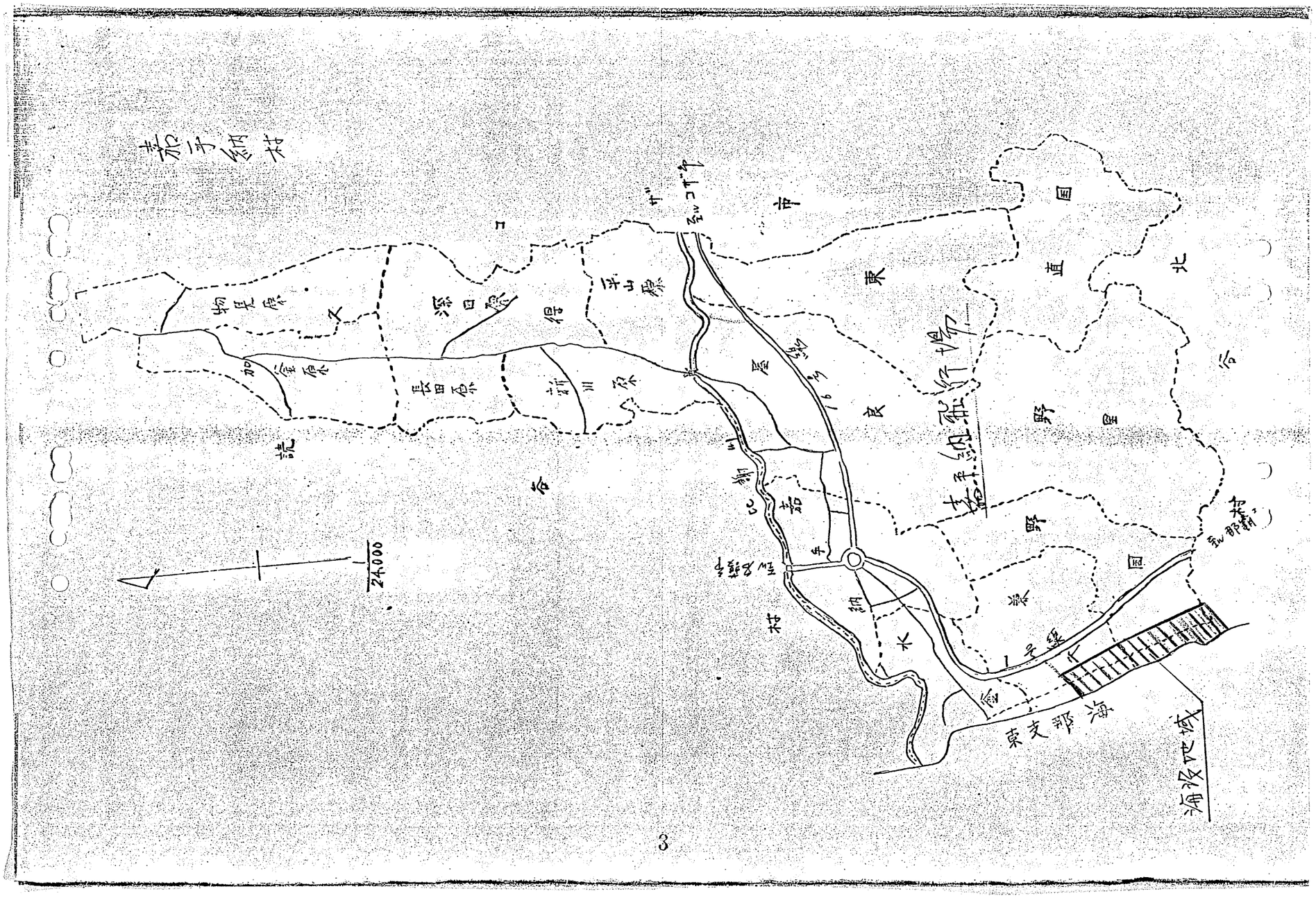
船引町
物見原
久保
深田原
得
手山原
加登原
長田原
前川原
読
谷
24,000
市
東
良
倉敷
ゲンコボウ
国
道
北
行
野
里
谷
手綱
手綱ヶ原
野
原
納
水
路
1号線
海
東支部
海岸

# 残存財産の損失事例調書

現住所　　中城村字和宇慶７５０番地
氏　名　　新垣徳盛

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 接収年月日 | | | | | |
| 接収財産の所在 | 中城村字和宇慶字志真原６７０番地 | 台帳地目 | はたけ | 坪数 | 326 |
| 残存財産の所在 | 870－2<br>870－5 | 現況地目 | 雑種地 | 〃 | 27<br>148 |
| 損害額 | 27坪×28セント×26年＝　196.56<br>148″×28　〃　×26　〃＝1,077.44 | 補償要求額 | | | |
| | | 日円 | | 米弗 | |
| | | 458,640.00 | | 1,274.00 | |

1　被害状況説明

米軍は沖縄上陸後作戦道路として1３号道路を整備拡張したが、その隊該道路ぞいの土地が道路敷と残地に分割され、道路敷の部分については借料の支払いがされているが、残地の部分についてはその利用価値が著るしく低減し又は利用不能になつているにもかかわらず、現在まで何等の補償もなされていない。

2　補償額算定基礎

補償額は接収時（１９４７年）から復帰時（１９７２年）までの２６年分の算用地料相当額を計上した。

※　残地坪数×坪当年間地料×補償期間＝補償額

(イ)　27坪×28セント×26年＝　196.56ドル

(ロ)　148″×28　〃　×26″＝1,077.44

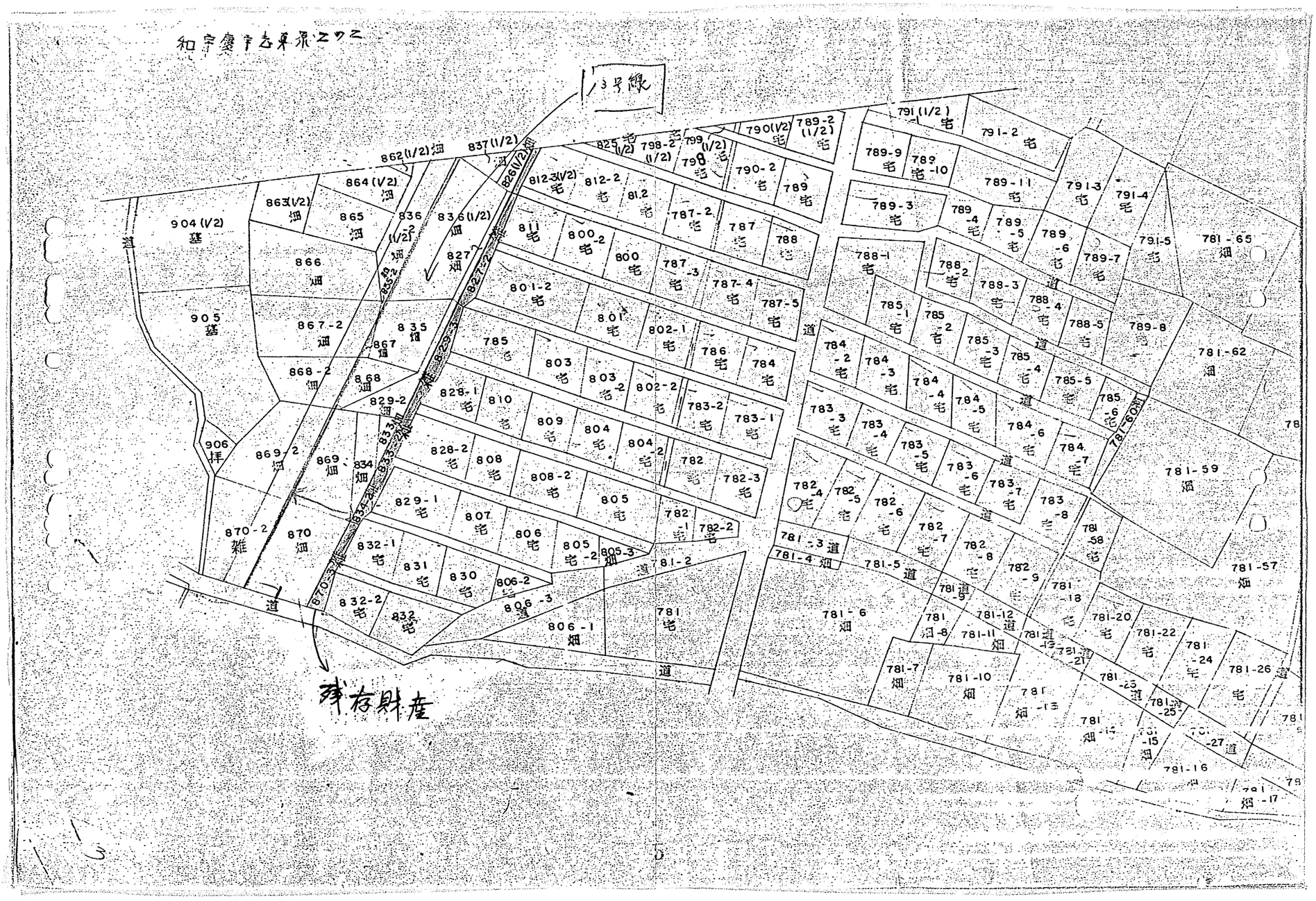
和宝寮字名草原之ワニ
13号線
残存財産
862(1/2)畑
837(1/2)畑
825宅(1/2)
798-2宅(1/2)
799(1/2)宅
790(1/2)宅
789-2(1/2)宅
791(1/2)宅
791-2宅
789-9宅
789-10宅
789-11宅
791-3宅
791-4宅
791-5宅
781-65畑
789-3宅
789-4宅
789-5宅
789-6宅
789-7宅
788-1宅
788-2宅
788-3宅
788-4宅
788-5宅
789-8宅
781-62畑
785-1宅
785-2宅
785-3宅
785-4宅
785-5宅
785-6宅
784-2宅
784-3宅
784-4宅
784-5宅
784-6宅
784-7宅
783-3宅
783-4宅
783-5宅
783-6宅
783-7宅
783-8宅
781-59畑
782-4宅
782-5宅
782-6宅
782-7宅
782-8宅
782-9宅
781-58宅
781-57畑
781-3道
781-4畑
781-5道
781-6畑
781-7畑
781-8畑
781-9道
781-10畑
781-11畑
781-12道
781-13畑
781-15畑
781-16
781-17畑
781-18宅
781-20宅
781-22宅
781-24宅
781-25道
781-26宅
781-27道
781-60m
904(1/2)墓
905墓
906墓
863(1/2)畑
864(1/2)畑
865畑
866畑
867-2畑
867畑
868畑
868-2畑
869-2畑
869畑
834畑
870-2雑
870畑
836(1/2)畑
827畑
835-2畑
833-2畑
834-2畑
870-3畑
811宅
812-3(1/2)宅
812-2宅
812宅
800-2宅
800宅
801-2宅
801宅
787-2宅
787宅
788宅
787-3宅
787-4宅
787-5宅
802-1宅
785宅
803宅
803-2宅
786宅
784宅
802-2宅
783-2宅
783-1宅
828-1宅
810宅
809宅
804宅
804-2宅
782宅
782-3宅
828-2宅
808宅
808-2宅
805宅
782-1宅
782-2宅
829-1宅
807宅
806宅
805宅-2
805-3畑
781-2道
832-1宅
831宅
830宅
806-2宅
806-3道
832-2宅
832宅
806-1畑
781宅
道

# 隣接財産の損失事例調書

現住所　　市町村字　　番地
氏　名

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 接収年月日 | 1947年1月1日 | | | | |
| 接収財産の所在 | 中城村字和宇慶字志真原松尾原上登原 | 台帳地図 | 畑 | 坪数 | 1,264 |
| 残存隣接財産の所在 | 〃 | 現況地目 | 雑種地 | 坪数 | 1,264 |

| 損害額 | | 補償要求額 | |
|---|---|---|---|
| | | 日円 | 米弗 |
| 1,264坪×28セント×26年＝9,201.92 | | 3,312,691.20 | 9,201.92 |

1　被害状況説明

西原飛行場の整備拡張に伴ない、旧排水路がつぶされ同時に13号道路建設により従来の排水路及び暗渠が変更されたため、周辺の土地が自然排水路と化し、使用不能の状況にあるが、それら隣接土地に対する補償はなされていない。

2　補償額算定基礎

本件については、残地と共に道路問題の最終的処理がなされる際に、何等かの解決がなされるものと思料されるので、補償額は事実上排水路となり使用不能になつた時点（1947年）から復帰時（1972年）までの26年間の地料相当額を計上した。

被害面積×坪当年間地料×補償期間＝補償額

1,264坪×28セント×26年間＝9,201.92ドル

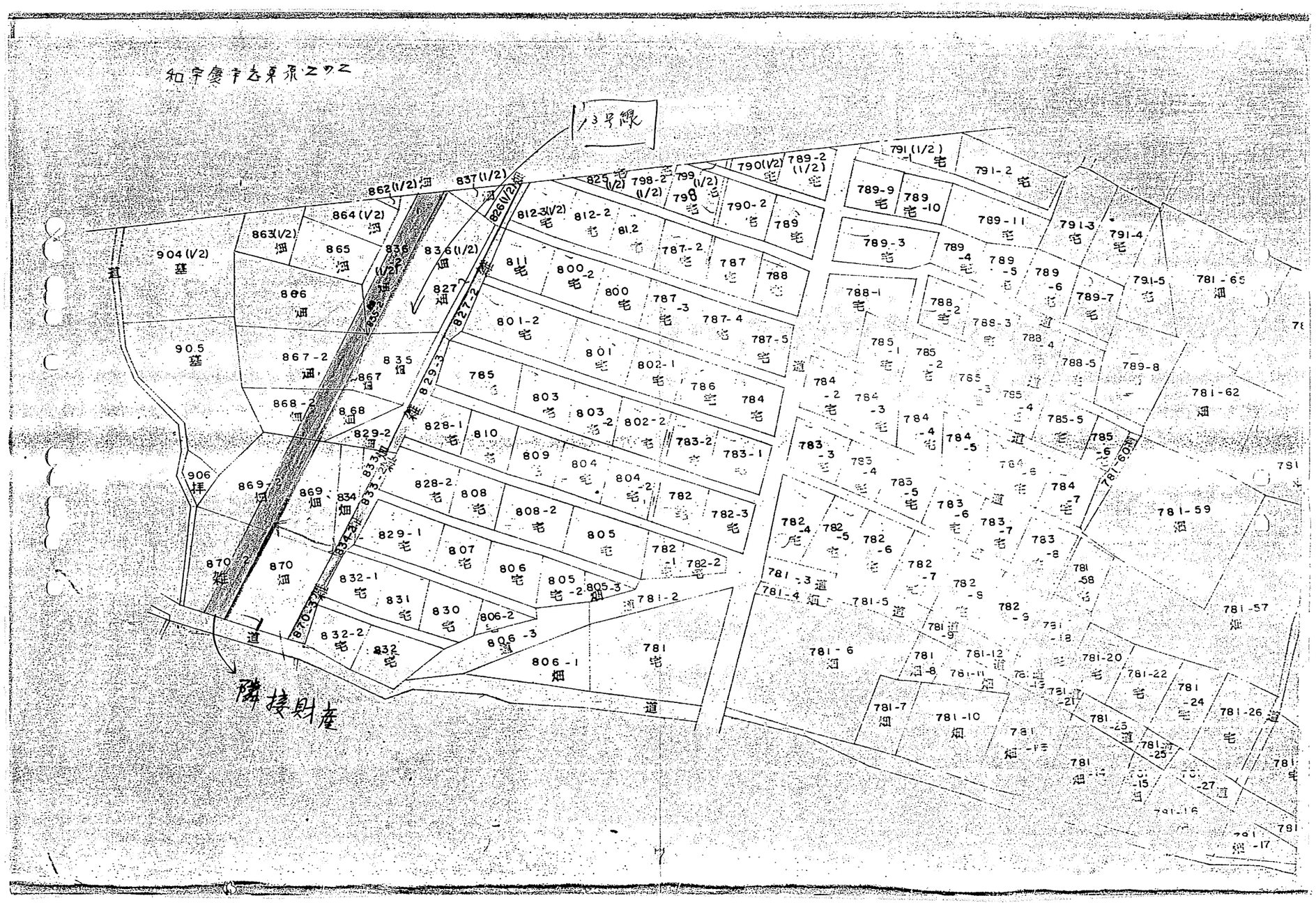
この水路を境界とする
13号線
隣接財産
道
畑
宅
雑
池
堤
拝
862(1/2)
837(1/2)
826(1/2)
825(1/2)
798-2(1/2)
799(1/2)
790(1/2)
789-2(1/2)
791(1/2)
904(1/2)
863(1/2)
864(1/2)
865
836(1/2)
836(1/2)
812-3(1/2)
812-2
811
800-2
800
787-2
787
788
789-9
789-10
790-2
789
789-11
791-3
791-4
789-3
789-4
789-5
789-6
789-7
791-5
781-65
788-1
788-2
788-3
788-4
788-5
789-8
781-62
785-1
785-2
785-3
785-4
785-5
785-6
784-2
784-3
784-4
784-5
784-6
784-7
783-3
783-4
783-5
783-6
783-7
783-8
781-59
782-4
782-5
782-6
782-7
782-8
782-9
781-3
781-4
781-5
781-58
781-57
781-6
781-7
781-8
781-9
781-10
781-11
781-12
781-18
781-20
781-22
781-24
781-26
781-25
781-27
781-15
781-16
781-17
905
906
867-2
867
835
868-2
868
829-2
828-1
810
809
803
803-2
802-2
783-2
783-1
785
801
801-2
802-1
786
784
827-2
829-3
828-2
808
808-2
804
804-2
782
782-3
829-1
807
806
805
805-2
805-3
782-1
782-2
832-1
831
830
806-2
806-3
832-2
832
806-1
781
781-2
869-2
869
834
834-2
833-2
833-3
870-2
870
870-3
907
908
909
781-69

# 離作損失の事例調書

現住所　八重山石垣市字伊原間３２１番地
氏　名（耕作者）　比　嘉　盛　昌

| | 作物種別 | 坪　数 | 坪当収穫高 | 坪当所要経費 | 収穫高と所要経費差額 | 補償要求額 日円 | 補償要求額 米弗 | 土地所有者名 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 甘　蔗 | 1,327 | $0.43 | $0.26 | $0.17 | 194,907.60 | 541.41 | 比嘉盛昌 |
| 2 | | | | | | | | |
| 3 | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |

| | 字　名 | 小字名 | 地　番 | 地　目 | 地　積 | 等　級 | 接収年月日 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | ソ　辺 | 親見原 | 892 | はたけ | 454 | 1 | 1952年4月 | 補償要求額基礎計算<br>61～62年期反当数量7,864Kg |
| 2 | 大　木 | 糸蒲原 | 242 | 〃 | 391 | 2 | 〃 | 生産物収入　9,130.18<br>生産量　78.95<br>反当経費　51.23<br>51.23　300　0.17 |
| 3 | 〃 | 〃 | 263 | 〃 | 482 | 2 | 〃 | |
| | 計 | | 3 | | 1,327 | | | 1963年糖業関係資料による |

1　被害状況説明
　接収以前は農業で生計をたてていたが、1952年4月、全所有地を軍用地に接収されたため、離農のやむなきに至りその後、日雇や大工等もしたが生活の安定がなく2年後の1954年に八重山に移住している。

2　補償額算定基礎
　甘蔗坪当粗収益－坪当生産費×接取坪数×$\frac{80}{100}$×3年＝補償額

　0.43ドル－0.26ドル×1,327坪×$\frac{80}{100}$×3年＝541.41ドル

かんがい用水利用不能による損失事例調書

| | | 字 | 小字 | 地番 | 地目等級 | 地積 | 利用不能年月日 | 所有者 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 1 | 慶佐次 | 弁田原 | 423 | 田1等 | 461坪 | 1963年8月 | 島袋徳太郎 |
| | 2 | 〃 | 〃 | 406 | 〃 | 354〃 | 〃 | 宮城善忠 |
| | 3 | 〃 | 〃 | 276 | 〃 | 275〃 | 〃 | 新里義雄 |
| 用水利用不能前 | | 作物種別 | 坪数 | 坪当粗収益額 | 坪当所要経費 | 坪当純収益額 | | |
| | 1 | 水稲 | 461坪 | 52セント | 43セント | 9セント | | |
| | 2 | 〃 | 354〃 | 〃 | 〃 | 〃 | | |
| | 3 | 〃 | 276〃 | 〃 | 〃 | 〃 | | |
| 用水利用不能後 | | 作物種別 | 坪数 | 坪当粗収益額 | 坪当所要経費 | 坪当純収益額 | | 補償要求額 日円 / 米弗 |
| | 1 | 甘藷 | 461坪 | 24セント | 20セント | 4セント | | 103,729 ~~103,619~~ / 288.13 |
| | 2 | 甘蔗 | 406〃 | 25〃 | 22〃 | 3〃 | | 95,580 / 265.50 |
| | 3 | 〃 | 276〃 | 〃 | 〃 | 3〃 | | 74,520 / 207.00 |

1 被害状況説明

慶佐次通信施設（ローラン基地）用地の取得に伴ない、従来のかんがい用水路が利用不能になり、その下流にある水田地帯は水稲の植付けができずに若干の土地ははたけに切り替えられているが、大半は耕作不能のまま放置されている。

2 補償額算定基礎

水稲坪当り純収益－甘蔗（又は甘しや）坪当り純収益×被害坪数　年利率（0.08）＝補償額

イ（9セント－4セント）×461坪÷0.08＝$288.13

ロ（9〃　－3〃）×354　÷0.08＝265.50

ハ（9〃　－3〃）×276　÷0.08＝207.00

# 東村図

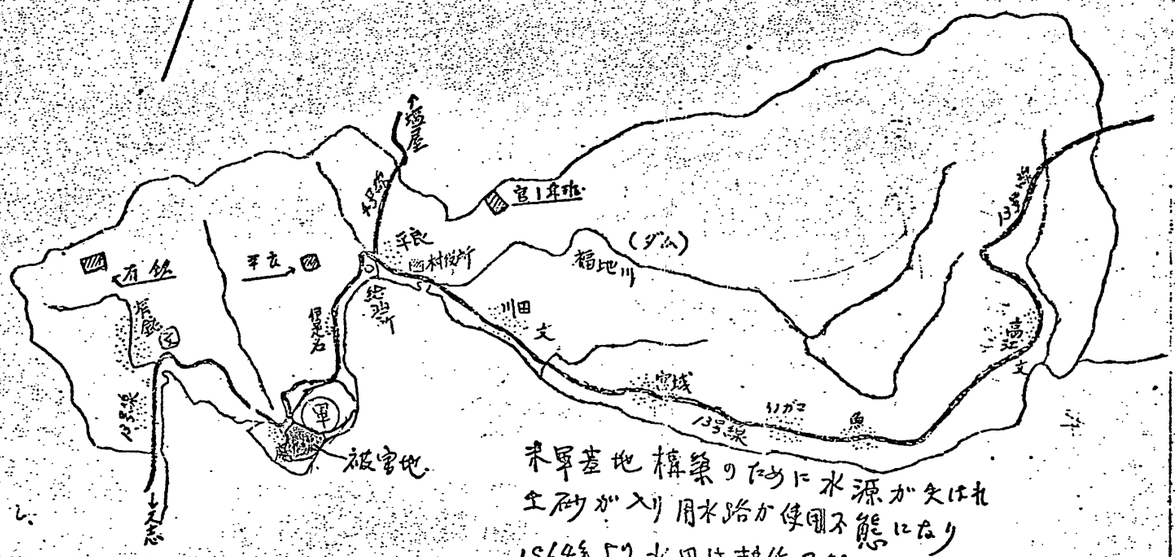


米軍基地構築のために水源が失はれ
土砂が入り用水路が使用不能になり
1964年より水田は耕作不能になつて居る

## 講和条約発効前における進駐軍又はその構成員による身体、生命に対する不法行為による被害

### 申　請　書　（死亡・傷害）

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 1 申請者 | 本籍地 | 島尻郡大里村字高平６０番地 | | |
| | 現住所 | 島尻郡大里村字高平６０番地 | | |
| | 氏名 | 知念カマ | 被害者との関係 | 母 |
| 2 被害者 | 氏名 | 知念正良 | 職業 | 自動車修理工（軍） |
| | 生年月日 | 昭和６年１月１日生　満１６才 | | （男）女 |
| | 本籍 | 沖縄県島尻郡大里村字高平６０番地 | | |
| | 現住所 | 沖縄県島尻郡大里村字高平６０番地 | | |
| | 既往身体傷害又は異状 | なし | | |
| 3 被害状況並に申請理由 | 被害発生の日時 | 昭和２２年９月２４日午後１０時頃 | | |
| | 被害発生の場所 | 中頭郡宜野湾村以下不詳 | | |
| | 加害者名・所属部隊名 | Ａ．Ｊモーター | | |

申請理由

昭和２２年９月２４日午後１０時頃、夜勤中米軍人のいたずらで、点燈中の電球を割られ、そのため電線がショートし、そばのガソリンへ引火、たちまちＡ．Ｊモーターは火の海と化した。その時、被害者である正良は全身火傷、すぐコザの軍中央病院（通称）に収容されたが、その翌日（２５日）午前２時頃死亡した。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 4 申請額 | 療養補償 $ | 遺族補償及び葬祭料 $1,653.60 | |
| | 休業補償 $ | $1.56×1000+1.56×60=$1,653.60 | |
| | 障害補償 $ | | |
| | その他 $ | 合　計 $1,653.60 | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 5 証人 | 氏名 | 知念善信 | 住所 | 國頭郡羽地村字古我地６７番地の２ |
| | 氏名 | 知念善栄 | 住所 | 島尻郡大里村字高平５２番地 |

6 遺族被害者死亡の場合のみ記入

| 氏名 | 生年月日 | 被害者との続柄 | 備考 |
|---|---|---|---|
| 知念カマ | 明治３４年６月１０日 | 母 | |
| 玉城キヨ | 昭和３年８月１４日 | 姉 | 婚姻により氏玉城になる |
| 知念正堅 | 昭和８年５月１７日 | 弟 | |
| 知念正徳 | 昭和１２年８月１１日 | 弟 | |
| 知念好子 | 昭和１７年８月１４日 | 妹 | |
| | | | |

註　１　別紙記入要領参照のこと　２　不要の文字は抹消のこと　３　捺印の箇所は記入しないこと
４　要すれば追加用紙（別紙）を使用のこと　５　遺族補償及び葬祭料（死亡）戸籍謄本１通を添付のこと。

講和条約発効前における進駐軍又はその構成員
による身体、生命に対する不法行為による被害

申　請　書　　（死亡・傷害）

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 1 申請者 | 本籍 | 国頭郡宜野座村字漢那１４０番地 | | |
| | 現住所 | 国頭郡宜野座村字漢那１４０番地 | | |
| | 氏名 | 安富祖　福成 | 被害者との関係 | 本人 |
| 2 被害者 | 氏名 | 安富祖　福成 | 職業 | 農業作業 |
| | 生年月日 | 大正3年1月1日生　満55才 | (男)・女 | |
| | 本籍 | 国頭郡宜野座村字漢那１４０番地 | | |
| | 現住所 | 国頭郡宜野座村字漢那１４０番地 | | |
| | 既往身体障害又は疾状 | 健康 | | |
| 3 被害状況並に申請理由 | 被害発生の日時 | １９５０年１０月１８日　午後７時頃 | | |
| | 被害発生の場所 | 読谷飛行場 | | |
| | 加害者名・所属部隊名 | 現在のＡＴＳ部隊 | | |
| | 申請理由 | １９５０年１０月１８日午後７時頃読谷飛行場内に於いて、米軍のトラックで弾薬運搬に行く途中、米軍が運転するトラックが転覆し、右上腕打撲傷及び右足関節打撲傷を負い、政府立コザ病院に１９５０年１０月１８日から同年１１月４日まで（１８日間）入院しました。同病院退院後約４０日間自宅治療をしましたが現在に至るまで右足関節部に障害があります。 | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| ※4 申請額 | 療養補償　$34.40 | 遺族補償及び葬祭料　$ | |
| | 休業補償　$72.38 | | |
| | 障害補償　$218.40 | | |
| | その他　$ | 合　計 | $325.18 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 5 証人 | 氏名 | 仲間亀一 | 住所 | 宜野座村字漢那１２７２番地 |
| | 氏名 | 仲本銀得 | 住所 | 宜野座村字漢那１８２９番地 |

6 遺族被害者死亡の場合のみ記入

| 氏名 | 生年月日 | 被害者との続柄 | 備考 |
|---|---|---|---|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

註1　別紙記入要領参照のこと　2　不要の文字は末消のこと　3　※印の箇所は記入しないこと
4　要すれば追加用紙（別紙）を使用のこと　5　遺族補償及び葬祭料（死亡）戸籍謄本1通を添付のこと。

講和発効前における米国軍隊等の不法行為による財産損害の事例調書

1　現住所　那覇市字与儀388番地

2　氏名　津嘉山朝吉

3　被害発生の場所

4　被害年月日　1946年2月5日から1947年1月まで

5　加害者所属部隊名　田井等地区米軍チヤン少尉

6　被害物件

| 工廠 | 構造 | 被害程度 | 数量 | 建築年月日 | 請求額 日円 | 請求額 米ドル |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 船舶 | 木造二重バリ35馬力 | 備船料船体エンジン修理費 | 25屯 | 1943年4月 | 18,067,968.00 | 50,188.80 |

7　申請理由

1946年2月5日田井等地区米軍チヤン少尉の命令により、1946年2月より1946年4月まで国頭村字奥、辺土名、安田、安波方面の住民に配給する食料輸送に従事していましたが、1946年8月頃本部町渡久地港へ回航し、その後1947年1月頃まで、伊江島、渡久地間の米軍軍需物資（金網、バラ線、シート等）の輸送に従事しましたが、6ケ月間の燃料、備船料及び船員の給料も全然貰つていません。米軍の命により船体の手入並びに機関の整備に休む間も与えず使用せしめられたため、船体及びエンジンの手入修理もできず、まもなく運航不能となり、与那原町与原区海岸に陸揚げして、大修繕を行なつた。そのため多大な経費を要した。

市町村名：国　頭　村

米軍による林野の使用に伴う損失の事例調書

| 土地の所在 | 地　積 | 所有者名 | 使用開始時 | 使用状況 | 収益内容 | 年間収益 制限前 | 年間収益 制限後 | 補償要求額 | 収益者名 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| (イ) 字安波・古我地 2113番地<br>(ロ) 字安波兼久原 1939番地<br>(ハ) 字安波恩納原 1361番地<br>(ニ) 字安波川瀬原 1240番地 | 2,376,000坪 | 国頭村長（村有地） | 1956年 | 1ケ年平均して30日米軍演習地として使用していた | (1) 竹1日（婦人で4束（単価1.60）を収益する。<br>(2) マキ1日（婦人）で10束（単価35セント）を収益する | 米軍の演習の場合は演習兵が山林内に散つているので住民はこわがり山入りは出来ない。 | | 176,774.40 | 字安波戸数 93戸（人数） |

1　被害状況説明

当該山林は、国頭村有林であるが安波部落民は該山林に立入りマキや竹類を自由に採取し、それによつて日常の生活を維持していたが、1956年以来米軍の一時演習地として使用されたため演習期間中は婦女子は当該山林に立入りができず損害をうけている。

2　補償額算定基礎

1人当1日収穫高（束数）×演習日数×単価×戸数×年数×$\frac{80}{100}$ ＝補　償　額

イ（竹）　4束×30日×1.60ドル×93戸×8年$\frac{80}{100}$ ＝114,278.40

ロ（マキ）　10束×30日×0.35ドル×93戸×8年$\frac{80}{100}$ ＝62,496.00

註　補償期間を1956年から1963年までの8年とした理由

1963年以後は山林を開墾し、パインやキビ作に転換しているので、従前より山林に対する依存度は減つている。

## 土地裁判所訴願事案の棄却例（地料増額請求）

| | | |
|---|---|---|
| 1 | 訴願人 | 徳里政助（嘉手納村軍用地地主会長）外8,969名 |
| 2 | 被訴願人 | アメリカ合衆国政府（DE不動産部長） |
| 3 | 審理機関 | 米国民政府土地裁判所 |
| 4 | 訴願提起年月日 | 1969年10月10日 |
| 5 | 訴願の目的 | 嘉手納飛行場内の全地域を特殊地域とすること。 |
| 6 | 訴願審理年月日 | 1971年4月5日、6日、8日、9日（4日間） |
| 7 | 決定年月日 | 1971年8月26日 |
| 8 | 決定の内容 | 訴願を棄却する |
| 9 | 決定理由 | （別添裁決書参照） |

(イ) 訴願している地域が、現行「借賃安定法」上特殊地域とされてない。

(ロ) 借賃評価委員会のとらない処分について土地裁判所には、決定する権限がない。

(ハ) 現行の賃貸料が不適当であるとの充分なる証拠が示されない。

(ニ) 現行の賃貸料が、「法律上、正当に請求できる充分で公正な額ではない」との立証ができなかつた。

10 訴願内容

特殊地域設定訴願（3市村）総括表　　1971.5.20

| 市町村 | リスト数 | 件数 | 筆数 | 坪数 | 現行賃貸料 | 適正要求額 | 訴願代理人 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| コザ市 | 11 | 1,606 | 4,418 | 1,716,817.71 | 370,737.20 | 692,788.87 | 牧野博爾・糸満　清 |
| 嘉手納村 | 4 | 1,463 | 4,366 | 1,938,757.00 | 384,506.03 | 1,008,154.61 | 〃 |
| 北谷村 | 39 | 5,880 | 7,870 | 2,274,482.16 | 391,057.46 | 1,182,730.72 | 〃 |
| 合計 | 54 | 8,969 | 16,654 | 5,930,056.87 | 1,155,300.69 | 3,083,673.60 | |

UNITED STATES LAND TRIBUNAL FOR THE RYUKYU ISLANDS
Urasoe, Okinawa
APO 96248

琉 球 列 島 米 国 土 地 裁 判 所
沖 縄 ◦ 浦 添 市

In the Matter of

Seisuke TOKUAZTO & 1,060 others
徳 里 セ イ ス ケ 外 1 , 0 6 0 名

Gitoku ARAKAKI & 48 others
新 垣 ギ ト ク 外 4 8 名

Petitioners,
訴 願 人

vs
対

THE UNITED STATES OF AMERICA
ア メ リ カ 合 衆 国

Respondent
被 訴 願 人

事件番号 L T 22—69(ENG 第175—13)

L T 68—69 (D T 2 1 4 — 1 1 )

LT 68—69(DT 第214—11)

MEMORANDUM OF DECISION
裁 決 書

These two group petitions involve identical issues and were heard together
表記二件の集団訴願は、同一の争点に関するものであり、訴願人代理人

at the request of petitioners' attorneys.
の申立により併合して審理された。

Petitioners are owners of lands in Kadena Son utilized by the United States
訴願人等は、沖縄の首都那覇市の北約 1 5 マイルの所にある嘉手納飛行

as part of the northwest section of Kadena Air Base in Okinawa, located about 15
場の北西部分の嘉手納在軍用地の地主である。 二件の訴願書には、3, 437

miles north of Naha, the capital city. The two petitions list the names of 1098
筆の土地合計 1, 5 8 3, 5 0 3 坪 ( 1, 2 9 3, 7 1 1エーカー)を所有する 1, 0 9 8

petitioners, owning 3437 tracts of land aggregating 1,583,503 tsubo (1293.711 acres).
名の訴願人の氏名が記載されている。 同土地は、沖縄で最も重要な道路

The lands are located just east of Highway No. 1, the most important road in
である一号線の東側に直面し, 1 9 4 5 年以前の駅跡 ( 記録 5 1 頁 ) であ

Okinawa, and southeast of the Kadena Circle, also known as the Kadena Rotary, the
る嘉手納サークル、別名嘉手納ロータリーの南東側に位置する。ロータリー

site of a pre-1945 railroad station (R. 51). Immediately adjacent to the circle or
に隣接する土地は、特別地域として米国は、宅地 2 等級の賃料の半額を借

Rotary is a Special Area for which the United States pays land rents equivalent
賃として支払つている。（訴証１号、被訴証７号）。訴願人等の土地は、同
to 50% of the rates for Grade 2 building lots (Petnrs. Ex. 1, Resp. Ex 7).
同地域から更に離れており、借賃はそれぞれの地筆の地目、等級を基準に
Petitioners' lands are beyond the Special Area and rents for their lands are based
して支払われている。本件における唯一の争点は、特別地域を拡張して訴
upon the grades and classifications of their tracts. The sole issue in this case
願人等の所有地をも含めるべきだとの同人等の主張である。訴願人等は、
concerns the claim ofpetitioners that the Special Area should be enlarged to
賃料を年間総額＄３１３，７５１．１４ 受領して来ている。もし、本件土地全
include their lands. Petitioners have received aggregate annual rentals of
部が特別地域に、指定されると賃料の年間総額は、＄８２３，４２１．９３ に
$313,751.14; if all their lands are designated a Special Area, the aggregate
なろう。当事者は本件における裁決は、他に特定する訴願の処理に同じ効
annual rental would be $823,421.93. The parties have agreed that the decision in
力を及ぼす旨合意している。（記録４６ａ）
this case will govern the disposition of other specified petitions (R. 46a)

The petitions were filed on October 1969 and 28 November, 1969 alleging
訴願は、１９６９年１０月１０日及び同年１１月２８日に現行賃料に
"discontent" with the land rentals being paid to them. Respondent filed identical
「不満」を表明の上、提出されている。これに対し被訴願人は、訴願人等
answers denying the right of petitioners to relief. Hearings before the Tribunal
が救済を受ける権利のないことを主張した。答弁書を再度提出している。
were held on 5, 6, 8, and 9 April 1971. Thereafter, written arguments were
当裁判所は、１９７１年４月５日、６日、８日及び９日審理を開いた。その後、弁論
filed,by the petitioners on 5 May 1971, and by the respondent on 9 June 1971.
書を訴願人等が、１９７１年５月５日に被訴願人等が１９７１年６月９日にそれぞれ提出した。
At the outset of the hearings, leave was granted to respondent to file a
審理の初めにおいて、被訴願人は裁判所の許可を受けて一件の訴願の
written motion to dismiss one petition and to make an oral motion to dismiss
却下申立てを書面で提出し、他の一件については、口頭で申立てた。（記
the other (R. 2, 4). Although in its final written argument respendent respondent
録２、４）最終弁論書で、被訴願人は、事件番号ＬＴ２２－６９ の若干の地
has withdrawn its motion to dismiss as to some tracts in LT 22-69, it has renewed
筆について訴願却下申立てを撤回したものの、同事件のその他の地筆及び
its motion as to the remaining tracts and as to all tracts in LT 68-69. The basis
事件番号ＬＴ６８－６９ の全地筆については、再びこの申立てをなした。

of the motions to dismiss is that more than one year has expired since the right
同申立ての理由としては、土地裁判所に訴願を提起する権利が発生してか
to file a petition to the Land Tribunal arose and therefore the petitions are
ら一年を経過したこと、即ち訴願権は時効（弁務官布令第２０号、第９項ｂ）によつ
barred by limitations (HICOM Ordinance No. 20, paragraph 9b). In LT 22-69,
て消滅したと言うのである。ＬＴ ２２－６９ について、現行借賃額を定め
the lease modification fixing the current rental rates was published in the koho
た賃貸借契約の修正は、１９６８年８月１６日附の公報に掲載されて居
(Official Gazette) of 16 August 1968 (Resp. Ex. 4, 5); the petition was filed
り（被訴証 ４号５号）訴願は、１９６９年１０月１０日に提起され
on 10 October 1969. In LT 68-69, the Official filing of the current rent
ている。ＬＴ ６８－６９については、現行借賃表の正式な提出は１９６８年
schedule was 21 October 1968 (Resp. Ex. 1), while the petition was filed on 28
１０月２１日（被訴証１号）で、訴願は１９６９年１１月２８日に提起
November 1969. While respondent's witness confirmed these dates (R. 125) he was
されている。被訴願人側の証人は以上の日付を確認したものの（記録125）
also frank enough to admit that official filings in Okinawa do not readily
accomplish the purpose of notice to persons concerned and that additional time
彼は更に、沖縄においては、正式な提出は必らずしも、関係人への通知
と言う目的を果たして居らず、そして又、米国が土地借賃支払いのため
periods of 30 to60 days are required before the GRI is able to commence
供託した資金を琉球政府が、支出開始できるまでには３０日から６０日
distribution of moneys eposited by the United States for the payment of land
の追加的期間が必要であると言うことも率直に認めた。（記録１２６）
rentals (R. 216). Bothe the limited circulation of the koho and the difficulty
公報の発行部数が限られていること並びに、地元の登記所へ提出された
of obtaining early information of lengthy documents filed in local registry
長文の書面に含まれた情報を早く知悉するのは困難であると言うことは
offices are matters of common knowledge.
公知のことである。
It is patently unreasonable to permit the limitations period to commence
地主が相当な努力を払つても、関連事実を知ることが、合理的に期待で
running from a time when land owners cannot reasonably be expected to be
きないような時点から、時効期間を起算することは、明らかに不合理で
informed of pertinent facts despite due diligence on their part. It is
ある。従つて当裁判所は、本件の場合一年の時効は完成していないもの
accordingly concluded that the one year period of limitations had not expired
と判断し、訴願却下申立てはこれを棄却する。

When the petitions were filed and the motions to dismiss are denied.

On the merits of the petitions, petitioners limited their evidence to the

訴願の本案についてであるが、訴願人等はその証拠を前に述べた

sole issue mentioned above. A corollary issue was the contention that all lands

争点だけに限定した。必然的な争点としては結局、米国がある目的のために

used by the United States for a given purpose must be paid for at the same rental.

使用している、土地はすべて同額の賃貸を支払うべきだとの主張にある。

This was forefully stated by petitioners' counsel in his opening argument (R. 6)

この点は、訴願人代理人が冒頭陳述で強調し（記録６）、又桑江立法院議員

and was part of the concluding testimony of legislator Kuwae (R. 110), who was

の最後の証言にもあり、（記録１１０）更にこの点で彼の証言は、嘉手納村長

fully supported in this contention by the Mayor of Kadena Son (R. 97,99).

の証言で全面的に支持されている。（記録９７、９９）嘉手納飛行場にある土

However, despite the superficial attraction of the position that all owners of

地の所有者は、すべて坪単価同額の賃料を受けるべきだとする立場は、一応

land in Kadena Air Base should receive the same rental per tsubo, the law is clear

尤もなように聞えるが法律上明らかなことは、政府は取得された土地の最高

that the Government is obligated to pay the amount which will compensate for the

最善の用途に対する補償額を支払うべきだと言うことである。

highest and best use of land taken, an amount which cannot be decreased or increased

この額は政府の事後の処分又は、政府にとつて、特別な価値を有する否かに

by subsequent actions of the Government or by any special value or lack of value

よつて増減されるべきものではない。

or lack of value to the Government.

On the issue of whether the areas in question should be a Special Area,

本件土地が特別地域であるべきかの争点について、訴願人等は、証人の

petitioners introduced a number of maps demarking the specific areas (Petnrs. Ex.

証言に加えて、特定の地域を表示した図面を数葉（訴証１Ａ乃至４７、記録

1A through 47, R. 101) as well as oral testimony. Six landowners all testified

１０１）提出した。地主が６名証人として、それぞれの土地の地目、等級につ

that they were receiving full rentals based on the grades and

いて充分な賃料を受領しているが、なお。彼等の土地がどんなに離

classifications of thir lands but they believed they should receive the higher
れたところにあるにせよ、隣地の特別地域において、支払われていると
rentals granted to the adjacent Special Area no matter how distant their own lands
同じ高額の賃料を受けるべきだと信じている旨証言した。（記録29—30、
(R. 29-30, 41-2, 45, 56-58, 65-66,69, 78-79,81, 88, 91-2); in other words, the
41—2、45、56—58、65—66、69、78—79、81、88、91—2）言葉を変
contention of petitioners is that all of Kadena Air Base is a Special Area.
えて言えば、訴願人の主張は、嘉手納飛行場は全体が、特別地域だと言う
Mr. Kuwae, a member of the GRI Legislature and a Ryukyuan leader at the 1958
のである。琉球政府立法院議員でありかつ特別地域なる制度を生み出した
Land Conference where the Special Area concept was devised, testified to the
1958年の土地会議の琉球側代表の一人であつた桑江氏は、同制度の根
compromise agreement on which it is based (R. 115, Resp. Ex. 7). Basically,
拠となつた妥協事項について証言した。（記録115、被訴証7号）。
an arbitrary rental, high in comparison with that based on grade and classification,
基本的に言つて、地目等級を基準にした借賃に比較して、より高額のこの
was agreed upon for specific areas in which urban development was anticipated
特異な借賃は、1945年以前又は米国による取得の前に都市開発計画が
prior to 1945 or prior to use by the United States (R. 103-6). The agreement
予想されていた　特定の地域について、合意されたものである（記録103
is in writing and specifies the areas to which it applies (Resp. Ex. 7)
—106）この合意は書面でなされ、適用すべき地域を特定して居るが（被
which do not include any of the tracts listed in the pending petitions.
訴証7号）、本件訴願にかかる土地はいずれもこれに含まれていない。
Petitioners have suggested that their position is supported by Article 10 of
訴願人等は、その主張が土地借賃安定法（1959年立法第一号）第10条
the Land Rental Stabilization Act (GRI Act No. 1 of 1959). However, examination
に裏づけられている旨示唆している。然し、同立法を調べると明らかなよ
of that law clearly shows that it merely authorizes the land appraisal
うに、これは、単に土地評価委員会に対し特別地域について訴願人等が請
committee to fix rentals for special areas up to the maximum claimed by
請求する最高額まで借賃を定める権限を与えたにすぎず、そのようにする
petitioners; the law does not require such action. The Tribunal is not authorized
義務を課しているのではない。現行借賃が不適当であるとの証拠がない限

to act where the appraisal committee failed to act in the absence of evidence
り、当裁判所は、評価委員会が、とらない処分を、これに代わつてとる
that the rentals now being paid are inadequate. The testimony is that the Special
権限を有しない。証言によると特別地域制度は、１９５８年度に得られた
Area represents a political compromise reached in 1958, since which time no new
た政治的妥協の産物であり、その後新らたな特別地域の指定はされてい
Special Area has been designated (R. 129). Petitioners argue that the Land
ない。（記録１２９）。訴願人等は当裁判所が石川で特別地域を指定し又
Tribunal designated or changed a Special Area in Ishikawa. The case referred
は変更したと主張する。問題の事件は、ＤＴ２０９号伊波キユーゾー外４２
to is Kyuzo Iha and 42 others vs United States, DT No. 209, where the Land
名対米国事件である。１９６１年９月２６日土地裁判所は、隣接道路敷
Tribunal decided on 26 September 1961 that specified tracts of land under an
地の特定の土地は、境を接するバンド地帯に編入され、バンド地帯借賃
adjoining road should be included in adjacent bands and receive appropriate band
を受けるべきだと決定したものである。そこでの争点は、バンド地帯の
rentals. At issue was the determination of the banding boundaries, a subject
境界の認定であり、特別地域とは全く別問題である。（記録１３０）
quite distinct from that of a Special Area (R. 130).

Upon review of the entire record, I have concluded that petitioners
全記録を審査した結果訴願人等は、現在受領している賃料が法律上
have failed to produce evidence showing that the land rentals being paid to
正当に請求できる充分で公正な額よりも少ない額であるとの立証ができ
them are less than the full and fair rentals to which they are legally entitled.
なかつたものと、当裁判所は判断する。更に当裁判所は、１９６８年７
I also find that the rentals being paid since 1 July 1968 (Resp. Ex. 5, 8)
月１日以降支払われている　借賃（被訴証５号８号）は、訴願者等の所
are not less than the full and fair rentals for thehighest and best use of the
有にかかる土地の最高最善の用途に対する充分にして公正な賃料を下廻
lands owned by petitioners.
つていないものと認定する。

It is therefore Ordered, Adjudged and Decreed that the rental rates now in
以上により、当裁判所は、訴願人等の土地について現在定められて

effect for the lands of petitioners are fair and just; and

いる借賃の額は公平にしてかつ適正であると裁定し、審判し、決定する。

It is further Ordered that the petitions be and they are hereby dismissed.

よつて、本件訴願は、これを棄却する。

DATE: 26 Aug, 1971
日付

IRVING EISENSTEIN
President
土地裁判所長
アービング　アイゼンスタイン

## 土地裁判所訴願事案の棄却例（漁業損失補償）

1　訴　願　人　　読谷漁業協同組合長・上原亀吉　外５３名

2　被訴願人　　アメリカ合衆国

3　審議機関　　琉球列島米国土地裁判所

4　訴願提起年月日　　１９６６年２月９日

5　訴願の目的　　米軍演習等による漁業損失補償請求

6　訴願審理年月日　　１９７０年2月19日、 3月12日、8月6日

7　決定年月日　　１９７０年１２月１４日

8　決定内容　　訴願を棄却する

9　決定理由　　（別添裁決書参照）

イ　琉球政府立法による漁業権の附与は更新ではない。

ロ　日本政府の漁業権をえていても、琉球政府の立法ができた際、現に漁業ができなければ漁業権の附与はありえない。

ハ　平和条約第１９条により、合衆国に対する一切の請求権は放棄されている。

ニ　上訴人の漁業権に関する権利は、上訴人の懈怠により排斥された。

10　訴願内容

| 項目 / 訴願人 | 期間 | 期間損失額(A) | 年間損失額 | １９６５年４月２８日から1970年４月２７日までの損失額 (B) | 補償請求額（Ａ＋Ｂ） |
|---|---|---|---|---|---|
| 読谷漁業協同組合 | 1952. 4. 28 ~ 1965. 4. 27 | $ 555,024.21 | $ 42,694.17 | $ 213,470.85 | $ 768,495.06 |
| | | ¥ 199,808,716 | ¥ 11,769,901 | ¥ 76,849,506 | ¥ 276,658,222 |

UNITED STATES LAND TRIBUNAL FOR THE RYUKYU ISLANDS
Urasoe, Okinawa
APO 96248

琉 球 列 島 米 国 土 地 裁 判 所
沖 縄 ・ 浦 添 市

In the matter of

KAMEKICHI UEHARA, Chairman, and 53 Others, the
組 合 長 上 原 亀 吉　　他 5 3 名
YOMITAN FISHERIES COOPERATIVE ASSOCIATION,
読 谷 漁 業 協 同 組 合

Petitioners,
訴 願 人

vs
対

THE UNITED STATES OF AMERICA,
ア メ リ カ 合 衆 国

Respondent.
被 訴 願 人

Case No.
事 件 番 号
LT 70-69 F

24

MEMORANDUM OF DECISION
裁　決　書

On 9 February 1966 a petition was filed with the Tribunal by Meitoku Yamauchi
１９６６年２月９日に山内メイトク外５３名より成る読谷漁業協同
and 53 others as the Yomitan Fisheries Cooperative Association claiming
組合が当裁判所に訴願を提出して被訴願人が特定の区域に課した立入制
compensation for loss of fisheries from a specified area because of restrictions
限を理由とした、漁業損失の補償を請求した。主張によると損害は
imposed by the respondent. Damages are alleged to have been incurred since
１９５１年１０月以降生じたとされている。訴願人は日本国との平和条
Octoner 1951. The petitioners seek compensation of $555,024.21 for the period
約発効の日である。１９５２年４月２８日から１９６５年４月２７日ま
from 28 April 1952, the effective date of the Peace Treaty with Japan, to 27
での間の補償として金５５５，０２４ドル２１セント １９６５年４月２７日よ
April 1965, and in addition $42,694.17 per annum after 27 April 1965. On
り後は年間４２，６９４ドル１７セントの支払を求めている。１９６７年１月
31 January 1969 the respondent filed its answer denying that petitioners
３１日被訴願人は答弁書を提出し、訴願人が１９５１年１０月以降どの
have any right to recovery because at no time since October 1951 did
時期にも漁業免許を受けてなく従つて補償の対象となる財産収用と言う
petitioners have a fishing license and therefore no compensable taking of
ことは起らなかつたとして否認した。

property occurred. Respondent also denied that damages were incurred as alleged.
被訴願人は又、主張通りの損害の発生をも否認した。

Hearings were conducted on 19 February 1970, 12 March 1970 and 6 August
争点を訴願人の請求権の存否に限定して審理が１９７０年２月１９
1970, limited to the issue of petitioners' right to recover (R 2, 3). Petitioners
日、同年３月１２日及び同年８月６日に開かれた（記２．３頁）。訴願
filed a written argument on 10 March 1970 before presenting witnesses. At the
人は、証人を尋問する前、１９７０年３月１０日に弁論書を提出した。
conclusion of the hearings petitioners filed another written argument on 31
審理がすんでから訴願人は１９７０年８月３１日に更に新らたな弁論書
August 1970. Respondent's written argument was filed on 5 October 1970.
を提出した。被訴願人の弁論書は１９７０年１０月５日に提出された。

Petitioners presented three witnesses; the respondent none.
訴願人は三名の証人を申し出、被訴願人は、証人を申し出なかつた。
Petitioners also introduced into evidence a translation of a fishing right
訴願人は又証拠として日本政府が１９２７年１２月１２日に読谷村字渡
issued by the Government of Japan on 12 December 1927, effective until 31
慶次儀間、字座漁業組合に対して交付し１９４７年１月３１日まで有効
January 1947, to the Yomitan Son, Aza Tokeshi, Gima, Uza Fisheries Association
の漁業権の翻訳文を提出した（訴証１号）。
(Petn Ex 1).

At the start of the hearing, Kamekichi Uehara was substituted for Meitoku
山内メイトクは死亡のため審理の始めにおいて上原亀吉に交替した（記
Yamauchi, deceased (R 1). Shomei Teruya testified that he has been a member
１頁）。照屋ショーメイは１９２７年以来引続き漁業組合の組合員であ
of the fishery association since 1927 and that the present cooperative is the
る旨、又現在の協同組合は同年に漁業権の免許を受けた組合の承継人で
successor of the one that received the fishery right or license in that
ある旨、（記８頁）そして同免許は公式に移転されたものではない旨（
year (R 8) and that the license was not formally transferred (R11, 12).
記１１、１２頁）証言した。
He also testified to unsuccessful attempts to obtain a renewal of the license
同証人は更に１９４７年に免許の更新に努めたが、不成功に終つた旨証
in 1947 (R 9). Eichi Maedomari testified that he is employed by the Government
言した（記９）。前泊エイイチは、琉球政府に雇傭されて漁業権の調査
of the Ryukyu Islands to record and investigate fishing rights (R 14). In the
登録にあたつている旨証言した（記１４頁）。 読谷地域
Yomitan area, there were three cooperatives before World War II, holding
では第二次大戦前それぞれ別個の漁業権をもつた三つの組合があつた。
separate fishing rights. These have since merged into the present cooperative,
これらがその後合併して現在の組合となり、今で
which is a juridical person (R15-17, 32).
は法人である（記１５－１７頁３２頁）。
Under the present local law, fishing rights can be issued for 5 years; prior
当地の現行法によると、漁業権は存続期間５ケ年として交付され、従前

rights can be renewed but may not be if no fishing is conducted (R 19-21).
の権利は更新できるが、漁業が営まれていない場合更新は認められない。
Rights issued by Japan, however, cannot be renewed but can be granted anew;
（記１９－２１頁）。然しながら、日本国が交付した権利は更新はでき
the present cooperative has received fishing rights for areas in Yomitan other
ず、新規交付しかできない。現在の場合は、読谷村の区域について、漁
than that for which the petition has been filed (R 23-24, 36,43). No compensation
業権の免許を受けているが、そこは本件訴願の目的とは異なる区域であ
is required for failure to grant a fishing right in confirmation of a pre-wae
る（記２３－２４頁）。戦前の日本国による漁業権が確認されたとして
Japanese right (R 27). When recalled, Mr. Maedomari testified that fishing
も、新らたな漁業権を交付しないことについて補償は必要とされない（
rights could not be granted to areas used for military purposes (R 37) Or
記２７）。二度目の尋問の際、前泊氏は、軍事目的に使用されている区域
for purposes other than commercial fisheries, such as ports (R 38,39).
（記３７）や営業としての漁業以外の目的、例えば港湾（記３８、３９
Kusai Shimabukuro, a former president of the petitioner cooperative, testified
頁）には、漁業権は設定できなかつた旨証言した。訴願人の元組合長で
the present cooperative is the successor of the holder of the 1927 fishing
ある島袋クサイ氏は、現組合が１９２７年度の漁業権者の承継人である
right (R 28) and confirmed Mr. Teruya's testimony as to the unsuccessful
旨（記２８頁）証言し１９４７年更新を受けるため努めたが不成功に終
attempts to obtain a renewal in 1947 (R 29,32). The present cooperative now
つたと言う。照屋氏の確認した（記２９、３２頁）。現組合は本件訴願
holds fishing rights for areas other than that involved in the petition (R 33).
に関連する区域以外の区域について現在漁業権を有している（記３２頁）。

Upon respondent's request, the Tribunal ruled that it would take judicial
被訴願人の申請により、当裁判所は、漁業に関する二つの法律即ち
notice of two laws concerning fisheries, Japanese Law No. 58 of 1910 and GRI
明治４３年日本国法律第５８号及び１９５２年琉球政府立法第４７号を
Act No. 47 of 1952 (R 45).
顕著な事実として採用した（記４５頁）。

While the evidence establishes that petitioner cooperative or its
証拠によると訴願人組合又はその被承継人が、１９４７年１月３１
predecessor had a valid fishing right until 31 January 1947, there is no evidence
日までは有効な漁業権を保有していたことは明らかであるが、同日より
of any legal or exclusive right to the area involved after that date.
後本件区域に対する法的又は排地的権利の存在を示す証拠はない。
Petitioners excuse or justify this omission by testimony of attempts to obtain
当裁判所は１９４７年に日本国は琉球を統治していなかつたこと及び明
a renewal in 1947 (R 9, 29, 32). The Tribunal takes judicial notice of the
治４３年法律第５８号は琉球において効率的に利用されていなかつたこ
facts that in 1947 Japan was not administering the Ryukyu Islands and that
について公知の事実として採用した。当裁判所は更に１９５２年４月２８

its Law No. 58 of 1910 could not be effectively utilized in the area. The
日発効の日本国との平和条約第１９条により、合衆国に対する一切の請
Tribunal also takes judicial notice that all claims against the United States
求権が放棄されていることも公知のこととして採用した。然しながら、
were waived by Article 19 of the Peace Treaty with Japan effective on 28 April
同条約上の放棄にもかかわらず被訴願人が１９４７年に漁業権の希望通
1952. However, despite the Treaty waiver, the evidence does not establish
りの更新を妨げたことを示す証拠はなく、又訴願人が漁業権の更新ら
that the respondent prevented the desired renewal of the fishing right in
しい権利の交付を受けることができなかつたのは、被訴願人が補償の
1947 or that petitioners' failure to obtain the renewal or the issuance of a new
責を負うべき行為の結果であつたことを示す証拠はない、更に又、
fishing right resulted from any act for which respondent can be required to
１９４７年以降又は琉球政府立法が制定され、同政府が漁業権を付与
pay compensation. Further, there is no evidence that since 1947 or after
することができるようになつた。１９５２年から後に本件区域につい
1952, when the GRI law was enacted and when a fishing right could be issued
て漁業権を取得するため、訴願人が何等の努力をしたことを示す証拠
by that Government, petitioners made any attempt to obtain a right for the area
はない。従つていかなる１９４７年以後の権利も懈怠（不行使）によ
involved. Any post-1947 rights may therefore be barred by laches. Finally,
つて排斥される。終に、同地域は１９４７年以降非漁業目的に使われ
it seems clear that since the area was used for non-fishing purposes since
たのであるから、琉球政府は漁業権を交付する法的権限を持たなかつ
1947, the GRI had no legal authority to issue such right (R 37-39) and its
た（記３７－３９頁）そして申請を却下しても補償請求権を発生させ
denial of an application would not give rise to a claim for compensation
るものでないことも明らかに認められる（記２７頁）
(R 27).

Petitioners argue that once a fishing right has issued, it is a
訴願人の主張によると、一度漁業権が設定されると、それは土地
perpetual property right equated with the ownership of land, and that they
の所有権に似て恒久的な財産権であり更に権利の期間満了及びその後
are entitled to compensation despite the termination of the right and the
同区域の公共的ないし非漁業目的の使用にもかかわらず同人等は補償
public or non-fishing use of the area thereafter. While it is true that a
を受ける権利があると言うのである。　確かに漁業権は物権と
fishing right is a real right and may be hypothecated (1910 law, Arts. 7, 8;
され、その上に担保権を設定できる（明治４３年法律の第７条、８条
1952 law, Arts. 22,23) its term is limited in time and there is no assured
並びに１９５２年立法の第２２条、２３条）がその存続期間は有限で
right ti its renewal. Petitioners also argue that their fishing right was
あり、期間の更新は確定的ではない。訴願人は又、被訴願人が訴願人

recognized by respondent as being a compensable property right after 1947
に対し講和前請求権の補償を若干支払つたのであるから被訴願は結局
since respondent paid some compensation to petitioners for their pre-peace
訴願人が１９４７年以降でも補償の対象となる権利を有していたと認
Treaty claims. Such payments, authorized by Public Law 89-296, were clearly
めたことになると主張した。合衆国公法第８９－２９６によるこのよ
on an ex gratia basis (see High Commissioner Ordinance No.60) and can hardly
うな補償は明らかに恩恵的なものであり（弁務官布令第６０号参照）
form the basis for an admission of liability for the period prior to 1952,
１９５２年より前の期間についての責任の承認があつたと言う根拠に
let alone for the period thereafter in perpetuity.
なり得ず、まして同年以降恒久的期間については論を俟たない。

It is accordingly concluded that petitioners have failed to show by a
従つて訴願人は、１９５２年４月２８日又はそれ以降のいかなる
preponderance of the evidence that they had a fishing right to the area involved
時期においても本件区域漁業権をもつていたことを証拠の優越の程度
on 28 April 1952 or at any time thereafter. It is also concluded that petitioners
で立証できなかつたものと言わなければならない。更に又、訴願人は
have failed to show any legal basis for compensation for their claimed restriction
同区域への同人主張の立入制限に対する補償の必要性の法的根拠を立
from the area.
証することができなかつたものと言わなければならない。

It is therefore Ordered that the petition be and it is hereby dismissed.
従つて、本件訴願はこれを棄却する。

DATE:
日付 14 Decemer 1970

署　名（略）

IRVING EISENSTEIN
President
アーピング　アイゼンスタイン
裁判所長

講和発効後における米国軍隊等の不法行為による人身損害の事例調書（一部承認）

| | |
|---|---|
| 被害者 | 我喜屋良元（大正11年11月4日生） |
| 住所 | コザ市字ゴ屋1623番地 |
| 被害発生場所 | コザ市字ゴ屋1623番地 クラブ「リユウキユウ」横路上 |
| 被害年月日 | 1966年12月3日午後10時35分頃 |
| 加害者 | ロバート、J、ホーリンズ（米軍特殊部隊軍務） |
| 補償請求額 | ¥ 60,983,110.80 （$ 169,397.53） |
| 補償支払額 | ¥ 5,112,000.00 （$ 14,200.00） |

1．被害状況

1966年12月3日午後10時35分頃、クラブ「リユウキユウ」横路上において、数名の米兵によつて暴行を受けている沖縄人（比嘉氏）を助けようとして、我喜屋良元が仲裁に入つたところ、数名の米兵の中のロバート．J．ホーリンズにより刺殺された。

2．補償額算定基準

| | 治療費 | 葬祭料 | 逸失利益 | 慰謝料 | 雑費 | 補償額 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 日円 | 48,819.60 | 279,025.20 | 48,025,969.20 | 126,000.00 | 29,296.80 | 60,983,110.80 |
| 米ドル | 135.61 | 775.07 | 133,405.47 | 35,000.00 | 81.38 | 169,397.53 |

（注） 1． 逸失利益はホフマン式単利計算法によつて算出した。

2． 慰謝料は先例及び被害者の家族構成社会的地位等諸般の事情を勘案して算出した。

3． 治療費、葬祭料、雑費は実費とする。

講和発効後における米国軍隊等の不法行為による人身損害の事例調書　（却下）

| | |
|---|---|
| 被害者 | 当真嗣辰（松田小学校５年生） |
| 住所 | 宜野座村字松田２１５５番地 |
| 被害発生場所 | 宜野座村字松田在キャンプハーディー訓練所（米陸軍特殊部隊） |
| 被害年月日 | １９７０年２月２日　１７時２５分頃 |
| 加害者 | 米軍（キャンプハーディー訓練所） |
| 補償請求額 | ￥５，３７４，９６５．６０　（$　１４，９３０．４６） |
| 補償支払額 | 却下　（却下理由は別添のとおり） |

１．被害状況

１９７０年２月２日、１７時２５分頃、当真嗣辰君等４名が松田部落東方にあるキャンプハーテイー訓練所に立入、その中の１人当真嗣辰君が水深５０センチ位の海中にあつた弾ようなものを拾い、それを皆なの前で、１メートル位離れた岩に投げつけたところ、それが、突然爆発し、当真嗣辰君が死亡し、他の３名が軽傷を負つたものである。

２．補償額算定基準

| | 葬祭料 | 逸失利益 | 慰謝料 | 休業補償（両親） | 補償額 |
|---|---|---|---|---|---|
| 日円 | 72, 165. 60 | 4, 599, 720. 00 | 684,000. 00 | 19, 080. 00 | 5, 374, 965. 60 |
| 米ドル | 200. 46 | 12, 777. 00 | 1, 900. 00 | 53. 00 | 14, 930. 46 |

（注）１．逸失利益はホフマン式単利計算法によつて算出した。

２．慰謝料は先例、及びその人の家族構成、社会的地位等諸般の事情を勘案して算出した。

３．葬祭料、雑費は実費とする。

RIJA－0　　1970年7月15日

主　題：賠償請求解決通知について、

沖縄宜野座村字松田2，155番地

当　間　シ　コ　ウ　殿

1．　1970年2月2日沖縄宜野座村在キャンプハーディー訓練場のビーチ（浜）区域で起つた事故について米国政府に提出した$14，930．46の賠償請求書と関連する。

2．　賠償請求は検討の結果却下することになつた。証拠書類によればこの事故は当間ツギタツが起したものであり、当間ツギタツはここが制限危険区域であることを知りながら、空気ちゆ泳きようを楽しに数回入つた。この事故は、損害賠償金が支払われるような米国軍隊要員又は民間人雇用員の行為又は不作為によつて起きたものではない。

FOO　320

法務官大尉

ルドルフ0、バーンズ、ジユニヤー

講和発効後における米国軍隊等の不法行為による財産損害の事例調書（一部承認）

| | |
|---|---|
| 被害者 | 池原景発 |
| 住所 | 嘉手納村字屋良89番地 |
| 被害発生場所 | 嘉手納村字屋良89番地 |
| 被害年月日 | 1967年5月頃 |
| 加害者 | 米空軍（嘉手納空軍基地） |
| 補償請求額 | ¥ 3,081,355.20 ($ 8,559.32) |
| 補償支払額 | ¥ 343,224.00 ($ 953.40) |

1. 被害状況

1967年5月頃、空軍基地から油並びに洗剤が排水溝を通つて住民地域に流出し、それによつて井戸水が汚染され悪臭をはなち、しかも燃えだすほどになり、半永久的に井戸は使用できなくなり、養豚業を営んでいた池原景発は多大な損害を被つた。

2. 補償算定基準

| | 補償額 | 水道工事費 | 将来の水使用料 | 休業補償 | 井戸設置費 | 諸経費 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 日円 | 3,081,355.20 | 25,524.00 | 2,700,000.00 | 4,200.00 | 341,748.00 | 9,763.20 |
| 米ドル | 8,559.32 | 70.90 | 7,500.00 | 12.00 | 949.30 | 27.12 |

○ 嘉手納村字屋良89番地　　池原景亮

不服申立理由

貴委員会の賠償査定によると20年分の水道料金として385ドル40セント（家族5人×村水道事業による1人当り月平均水道料金56セント×12月×20年の係数11.47＝385ドル40セント）になつて、貴委員会の算出基礎である1人当り月平均の水道料金56セント（5人家族で月2ドル80セント）は現在水道料金として村役所に支払いしている金額6ドル22セントと相異が生じておりこれを下記資料をかんあんして実際の水道料金をもつて算定すべきであると賠償金の受領を拒否し、不服申立を行なつておりますので、実情をご調査のうえ再考慮方をお願いいたします。

資　　料

(1) 現在の家族数

(2) 豚2頭、牛1頭、馬1頭、鶏2羽

(3) 野菜畑へのかん水面積600坪

(4) 貸家1棟

(5) 1963年1月より1968年6月迄に村役所に支払つた水道料金は下記のとおりである。

| 月別 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 合計 | 月平均 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 水道料金 | 7.97 | 3.92 | 9.62 | 4.37 | 6.02 | 5.42 | 37.32 | 6.22 |

講和発効後における米国軍隊等の不法行為による財産損害の事例調書（却下）

| | |
|---|---|
| 被害者 | 新垣松 |
| 住所 | 石川市字東恩納641番地 |
| 被害発生場所 | 石川市字東恩納大井原1，207番地 |
| 被害年月日 | 1969年6月26日午前11時頃 |
| 加害者 | 米陸軍及び琉球水道公社 |
| 補償請求額 | ¥ 783，360.00 （$ 2，176.00） |
| 補償支払額 | 却下 （理由は別添のとおり） |

1．被害状況

1969年6月26日、石川市字東恩納と具志川市字栄野比との境界の米陸軍管理13号線道路西側が約70m決壊し、そこに埋設してあつた水道管（36インチ）が破裂し、多量の砂礫及び雑木等が下方の農耕地（田）に流れ込み、農耕地として使用できないほど莫大な損害を被つたが未だに補償されていない。

2．補償額算定基準

| | 補償額 | 復元工事費用 | 運搬費用 |
|---|---|---|---|
| 日円 | 783,360.00 | 461,952.00 | 321,408. |
| 米ドル | 2,176.00 | 1,283.20 | 892.80 |

陸　　軍　　省

琉　球　列　島　米　国　民　政　府

HORI－PW　　1970年12月30日

件　名、　再度の財産損害賠償請求について、

あて：　行　政　主　席

（主管）法務局

1．　参　照　書　簡

a、　1970年7月2日づけ、上記件名の琉球政府書簡法土324号、（別添1）

b、　1970年5月14日づけ、在琉米陸軍書簡RIJA－J、件名「賠償請求解決通知書」

2．　同水道線の維持管理にあたつて琉球水道公社又はいかなる米国の機関による過失または怠慢はなくアラカキ氏の財産への損害は、長期にわたる大雨に起因する地すべりによるものであるとの決定に基き、アラカキ氏の賠償請求は在琉米国陸軍外国賠償請求委員会により不許可になりました。

3．　琉球水道公社はアラカキ氏の賠償請求を立証する新事実を知らないので賠償請求は却下せざるを得ません。同賠償請求に関係する新事実がある場合には、その事実は在琉米陸軍外国賠償請求委員会へ提出して審議を仰がねばなりません。

4. アラカキ氏に本書簡の内容を通知していただきたい。

民政官に代つて

総務局長

D、O、パックレ中佐

添付書　1件、

上記のとおり、

# 解放軍用地の管理費請求調べ

読谷　市町村　リスト番号　ENG 250　解放年月日　1970・7・10

| 字 | 小字 | 番地 | 地目等級 | 地積 | 解放面積 | 管理費 61年 | 62年 | 63年 | 64年 | 65年 | 66年 | 請求額 | 請求者住所 請求者氏名 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | 67年 | 68年 | 69年 | 70年 | 71年 | 72年 | | | |
| 伊良皆 | 西後原 | 639 | 宅地 2 | 169 | 169 | | | | | 4.02 | 4.02 | $ 8.04 | 読谷村伊良皆217 伊波カマ | 石穴となつている |
| 〃 | 〃 | 640 | 〃 | 139 | 139 | | | | | 3.30 | 3.30 | $ 6.60 | 読谷村伊良皆 178の1 上地栄助 | 〃 |
| 〃 | 〃 | 645 | 宅地 1 | 223 | 223 | | | | | 5.84 | 5.84 | $ 11.68 | 読谷村伊良皆183 呉屋盛吉 | 〃 |

注：(1) 当該調査は、別添リストで復元補償請求をした土地のうち、未補償の土地について記載すること。

(2) 管理費については、解放後の各年間地料相当額を記載しその合計金額を請求額とすること。

アメリカ局長

参事官

北米才一課長

秘密標記（赤色）

（　　）B. 第 613 号

昭和 46 年 10 月 14 日

外務大臣　殿

在 準備委代表事務所
高瀬代表

（件名）

請求権問題に関する立法院要請決議

引用公・電信
日付・番号

9月30日 琉球政府立法院が全会一致で採択した「沖縄県民の請求権についての法的措置に関する要請決議」の全文テキスト1部別添送付する。

付属添付 ☒　付属空便（行）☐　付属空便（DP）☐　付属船便（貨）☐　付属船便（郵）☐

本信送付先：
本信写送付先：
省内写配布希望先：

GA-3-1　　在外公館

同決議は、10月10日上京した立法院のいわゆる「通貨切り替え要求代表団」（呉議長以下8名）が携行し、関係方面に要請した由である。

GA－4　　外務省

決議第十六号

沖縄県民の請求権についての法的措置に関する要請決議

琉球政府立法院は、沖縄の施政権返還協定に関する要請決議において「一九四五年の米軍占領以来、米軍並びに米合衆国政府の法令又は米合衆国政府要員等の行為により県民に与えた損失については、県民の請求権を認め、復帰の時までに補償がなされないものについては本土政府が責任をもつて補償する措置を講ずること」を繰り返し院議をもつて政府に要請してきた。

しかるに、政府は、返還協定第四条第二項を除く国民のすべての対米請求権を放棄したばかりでなく、復帰対策要綱でも、いわゆる、講和前人身傷害未補償者に係る請求等については、実情を調査のうえ、国において適切な措置を講ずるとなつているだけで県民の請求権がどのように措置されるのか、また戦時中日本軍の使用のために県民が被つた人身、土地、財産等に対する県民への補償の処置も明確でない。

これら損害に対する請求権は、県民の当然の権利であり、いやしくも特恵的に措置されてはならない。

よつて琉球政府立法院は、政府がこれら損害に対する県民の請求権を認め、すみやかに法的措置を講じて補償するよう強く要請する。

右決議する。

一九七一年九月三十日

琉球政府立法院

琉球政府立法院

コンピーエ

アメリカ局長

参事官

北米才一課長

秘密標記（赤色）

（　　）第 760 号

昭和 46 年 12 月 2 日

外務大臣　殿

在平備委代表事務所
高瀬代表

（件名）

琉球高等裁判所首席判事の訓示

引用公・電信
日付・番号

11月26日 琉球高等裁判所の平田首席判事は、1971年度全琉裁判官会同において訓示を行なったところ、同訓示テキストを琉球高等裁判所から入手したので、写し3部別添送付する。

付属添付 ☒　付属空便（行）☐　付属空便（DP）☐　付属船便（貨）☐　付属船便（郵）☐

本信送付先：
本信写送付先：
配付先：

要処理
首席事務官
総務
沖縄
渉外調査
漁業
航空
科学協力
連絡調整
調査
カナダ
局庶務

46.12.-3

GA-3-1　　在外公館

GA－4　　外務省

# 裁判官会同における首席判事の訓示

一九七一年十一月二十六日

# 高等裁判所首席判事訓示

本日玆に、一九七一年度全琉裁判官会同を開催するに当り、所信の一端を申し述べる機会を得ましたことは、わたくしの喜びとするところであります。沖縄がアメリカの施政権下に入つて既に四分の一世紀が経過し、アメリカ的諸制度がようやく定着し、住民生活の中に深く根をおろし、今日の生活の基礎をなして参りましたが、民族的感情や、社会保障制度、人権の擁護に対する不満が絶えず、沖縄住民は占領以来常に祖国復帰を叫び続けて参りました。沖縄返還協定がご承知の通り、去る六月十七日日米間に於いて調印され、一昨二四日衆議院において批准案が通過し、愈々一九七二年の早い時期に沖縄の施政権が日本に返還される運びとなりました。返還協定の内容に対しましては、色々（おおおの）本土の立場から、色々な評価がなされておりますが、兎も角、祖国復帰という沖縄九十五万県民の二十六年に亘る宿願が叶つたという点におきまして、誠に画期的な意義を有するものというべきであり、喜びに堪えない次第であります。

わたし共が、祖国復帰を希求するのは、理論を超越し、全く国民的確信に基づくものであり、民主的日本国憲法の下に復帰し、平和で豊かな沖縄の建設を願うからであります。特に、今回の施政権返還により、われわれの多年の念願でありました裁判権がわれわれの手に帰つて参りますことは、沖縄住民の人権確保の上から誠に喜ばしいことであり、わたし共司法に携わる者としてその責務の重大さを痛感するものであります。復帰に伴い琉球政府裁判所は消滅し、新しく最高裁判所を頂点とする日本の司法制度が発足することはここで改めて申すまでもありません。復帰後の司法制度に関しては、度重なる最高裁判所及び関係当局への要請の結果、福岡高等裁判所那覇支部が設置されることになり、又、地、家裁、同支部、簡裁及び検察審査会については、現行制度の通り、それぞれ新設される見通しであります。殊に高裁支部の設置につきましては、非常に難航致しましたが、最高裁当局のご理解により設置方針の決定をみたことは喜びに堪えません。法曹資格の問題につきましては、御承知の通り、昨年四月に成立した「沖縄の弁護士資格者等に対する本邦の弁護士資格等の付与に関する特別措置法」に基づいて、選考試験が実施された結果、一八三名が合格し、これらの試補官がその資格を得られたことによつて、司法府で最も困難な問題の一つが解決されたわけであります。又、裁判官、検察官

弁護士の在職年数の通算につきましては、今国会に法案が提出されて居りますので、わたくし達の安堵通り、琉球の裁判官各位は復帰と同時に判事、判事補又は簡裁判事として任命される資格を得ることになると思います。然しながら、裁判官の任命は日本国憲法により最高裁判所の指名した者の名簿によつて、内閣で任命されることになつておりますので、当然裁判官に任命されるのではなく、裁判官として相応しい者のみが指名され、任命されるものと思われます。

裁判官の勤務地につきましても、沖縄勤務が可能かと思われますが、人事行政の面から考えますと、早晩、本土裁判所に転勤することも覚悟してもらわねばなりません。特に将来性のある若い裁判官は、早く本土裁判所に転出され、その実務を身につけると共に、本土裁判官との交流を深めていただくよう切望するものであります。

本年度の事件処理の概況をみますと、民事事件については、地裁、簡裁とも、受理件数は昨年と大差なく、ほぼ同数でありますが、刑事事件については、八月末現在、地裁で前年同期の受理件数が二千七百件余に対し、今年は二千四百件余となり、やゝ減少を示し、簡裁では、昨年八月迄に交通事件を含め、三万三千五百件余を受理し、今年は二万四千百件余となり、著しい減少をみせております。これは、今年七月から本土並に実施された交通反則金制度に因るものと思われます。事件処理は民事、刑事とも円滑になされており、殊に、地裁における長期未済事件の多くが処理されたのは注目に値いするところであります。家事事件の受理件数は八月末現在で二千五百五拾三件で処理の面で昨年同期より二百件余もテンポが遅くなつており、今一層の御奮斗を期待したいと思います。少年事件は昨年に比較して、受理処理の件数とも僅かに下降しております が、それはそれなりに結構なことだと思われます。ところで、全国的にも最上位にある沖縄の凶悪犯罪と並行して、最近、特に憂慮すべきことは麻薬事件の多発であります。米軍基地を中心に、コザを中心に、沖縄人、米民間人の密売者が暗躍し、米軍人、軍属から、最近では、彼等と接触する一部の沖縄人へと広がり、沖縄は、今や、麻薬濫密地帯だと言われております。統計によりますと、沖縄人、米民間人を含めて、今年一月から十月迄に麻薬取締法違反で検挙されたのは、七十二件、九十七人で昨年の五十二件、四十八人を既に上廻つており、復帰に向けて益々増加する傾向にあるといわれております。かかる悪質犯や麻薬犯罪に対して、裁判官各位は、決し

て甘く考えることなく、法に照らして、厳罰に処するよう強く希望するものであります。

裁判は公正、かつ適正であるべきことに加えて迅速でなければならないことは申す迄も有りません。

そのためには、審理や判決文作成のあり方を技術的な角度から再検討する余地がないかどうかを常に問題意識の中に有しておくことが必要かと存じます。適正迅速に事件を処理することこそ住民の裁判所に対する信頼を繋ぎとめる所以であります。事件が忘れられた頃に判決が言渡されることは裁判の住民に対する効果を減殺することにもなりましょう。民事事件たると刑事事件たるとを問わず、裁判に二年、三年或は十数年もかかることは訴訟経済上不利益で、当事者に多くの犠牲を強いるばかりでなく、裁判所の威信をも失墜するものであります。来年の本土復帰に伴い沖縄の社会的、経済的変革は著しく、民事、刑事の事件は質量共に複雑多岐に亘るものと思われます。今日の如く社会生活が複雑になり、訴訟手続におきましても予測しない事態が発生して裁判所が対応できないということになりますと、正に由々しい問題であります。わたくしは、これらの問題に対処するために、日本政府の技術援助による研修を実施し裁判官、書記官の事件処理能力の向上を計つて参つたわけであります。裁判官各位におかれては、今後とも、法律のみならず裁判実務においても、充分に研鑽を積まれ、適正、迅速に事件を処理していただくよう希望するものであります。

終りに、今回の会同は民事関係の諸問題及び当面の司法行政上の諸問題が提議されておりますから、各位におかれては、積極的に発言され、十分討議を尽され、会同所期の目的を達成されるよう望んで私の訓示といたします。

一九七一年十一月二十六日

高等裁判所首席判事　平田清祐